

日 時：平成28年 2月23日（火）13時00分
場 所：農林水産省 7階 第3特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第75回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第75回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成28年2月23日（火）13時00分

閉会 平成28年2月23日（火）16時29分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森敏弘	嘉山定晃	川崎一好	鈴木敬幸
	長瀬一己	東村玲子	柳内克之	山川 卓

特別委員	大久保照享	加澤喜一郎	川越一男	久賀みず保
	近藤直美	高橋健二	千葉康則	長元信男
	東岡 保	平田淳一	本間新吉	松本ぬい子
	谷地源士郎	横内武久		

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 遠藤審議官 木島管理課長
黒萩漁業調整課長 太田漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長 加藤資源管理推進室長
廣野指導監督室長 藤田沿岸・遊漁室長 中奥内水面漁業振興室長 神谷参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第258号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	1
	諮問第259号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成28年度溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	1 7
	諮問第260号 総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める告示の一部改正について	2 1
	【報告事項】	
	(1) さんまの資源管理について	2 4
	(2) 第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について	2 9
	(3) 指定養殖業の認可の状況について	2 9
	(4) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	3 2
	【その他】	5 1
3	閉 会	5 3

○管理課長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから第75回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の木島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません、御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただき、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

本日は、資源管理分科会委員9名中、8名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は、本間委員が遅れておるようですが、15名中13名の方が出席されております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中に資料がございますが、まず議事次第がございます。1枚めくっていただきまして、資料1から資料8まで、資料1、資料2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、参考資料の1、2がございます。資料3、4、5、6、7、8、最後に参考資料3がついてございますが、漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方は、御退席お願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は、委員の皆様、御多用のところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

では、早速ですけれども、議事に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、諮問事項が3件、それから報告事項が4件でございます。このように本日は御検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行への協力をよろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、まず諮問第258号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が27年漁期（今漁期）のズワイガニTACの留保枠の配分及び期中改定と、それから28年漁期（来

漁期)ですけれども、スケトウダラ及びスルメイカのTAC設定の2つに大きく分かれております。一つ一つ順番に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、最初に、27年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分及び期中改定につきまして、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

資料2でございます。

27水管第2112号

平成28年2月23日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の
検討等について（諮問第258号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料の2-2を御覧いただきたいと思います。

今回、ズワイガニの期中の見直しについてでございます。左側の書いてございます漁獲可能量4,723トンから5,223トンに変更したいということでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

今回のズワイガニ漁獲可能量につきましては、まず先ほど分科会長のお話ございましたように、留保枠を設定しているものを配分するということがまず一つでございます。留保枠具体的には、真ん中に日本海西部（A海域）についてでございますけれども、現在245トン、これは全体の7%に相当いたしますけれども、この留保の枠を設定しております。この245トンにつきまして、富山県、石川県、福井県から増枠をしてもらいたいとい

う要望がございまして、それにあわせて、富山県については39トンから52トン、石川県については340トンから385トン、福井県につきましては216トンから306トン、この要望量につきまして、留保枠から配分をすると、残りにつきましては、大臣管理量として97トン、2,603トンから2,700トンに増枠をするということでございます。

この結果、A海域に関しましては、左側を御覧いただきたいんですけども、2,603トンが2,700トンになるということでございます。

大臣管理については、そういうことでございます。

それから、D海域、オホーツクでございますけれども、ここに関しましては、1枚めくっていただきまして4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

オホーツクの資源管理、根室海域もそうなんですけれども、この海域につきましては、従来から、ロシア水域との非常に関係が深い、資源の主体が向こうにありそのしみ出し資源を使っているということから、来遊状況に応じて機動的に見直すというやり方をとってございます。資料を何枚かめくっていただきたいんですが、参考資料1というのが資料2-7の次でございます。これは、漁獲可能量の期中改定のルールを定めたものでございすけれども、今回は、このケースのⅡの対象のケースの3、すなわち先ほど申しましたように、主たる生息水域が外国水域にある資源等のTACの改定ということでございます。ズワイガニにつきましても、主たる海域、生息水域がロシアにかなり依存しているということから、その来遊状況に応じて配分をしているということは今までもやってきたわけでございます。

資料に戻っていただきまして、4ページ目の今年のオホーツクのズワイガニの沖合底びき網漁業の漁獲の状況でございます。

肌色というかピンク色と申しますか、平成27年の大きな丸がございすけれども、現在においては、過去最大の緑色の2つの線がございす。それに近いような動きをしております。これを考え合わせますと、最大の数値である1,000トン近くまで行く可能性があるということで、地元からの要望が非常に強いという状況もございまして、今回、漁獲可能量を過去の趨勢に基づきまして1,000トンということで改定をいたしたいということでございす。

今後、どうなるかというのは、非常に予測は難しいんでございすけれども、このような資源でございすので、地元の不安を起すことのないように機動的な見直しをしたということでございす。

ズワイガニは以上でございす。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願ひいたします。

はいよろしく願ひいたします。

○川越特別委員 ズワイガニのTACということで、特に漁枠、再配分ということで、時代は非常に変わってきている、非常にTACで管理されている、特に今回A海域、多くの事情は特によくわからないんですが、A海域の場合、非常に年々TACは減らされてきたという状況があって、その中で留保枠、再配分というところで実は特別委員会の中で、非常に議論がけんけんがくがく交わされたというのはいろいろな地域の事情とか、やはり今ズワイガニというのは地域によっては本当に高級ブランド化ということで、とるところに限らず、やはりブランドということで、控えたり、同じカニでも、やはり特別に海区を指定してとると、それがやはりブランド化ということにつながるようなことによって、どうしてもTAC、消化率ということで再配分が決定されると、その再配分の仕方が旧来やってこられたような部分で、それはちょっと今にあわんじゃないかというようなことがズワイガニ委員会の中でけんけんがくがく議論をしたわけで、やはりそこらの実情を考えて、この留保枠のあり方というのは次年度からは考えていただきたいというようなことが議論されて、どういうやり方にするかということは、この先の議論から行くわけでしょうけれども、そういうような、どうしてもTAC絡みで、そして資源的に追い詰められと言うんですか、低く設定されがちなものについては、そういうようなことで、業者が今度はとるほうで消化率を考えながらとると言うようなことをやっていくと、再配分のルールのところは非常に配分化したときに課題が起きてくる、不公正とは言いませんけれども、そういうようなことが業者の感情として出てくるというような課題がありますので、今後、次年度に向かっては、水産庁もよくそこらをズワイガニの委員会の中で、いろいろアイデア、そして現場の話をよく踏襲されて、ここの利用枠のところも見直しと考え方についてもやっていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

留保枠につきまして御意見いただきましたけれども、何かございますでしょうか。

○管理課長 今、川越委員の話、非常にもっともだなとも思っております。特に、今年、今漁期に関しましても、北陸新幹線の開通ということもあって、カニの流通がかなり変わってきております。11月、12月、それぞれどういうふうにとるべきかというふうな問題も含めて、カニの漁獲可能量についてももう少し考えなきゃいかんと思っております。ここは、ただ、実際に獲る方、また流通業者、いろいろな方が絡んでおられますので、十分意見を聞きながら、この枠をどういうふうに使えば効率的なのか、また一番いろいろな方の御要望にお答えすることができるのか、そういうことも含めて、漁期明けに話をさせていただきたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、27年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分及び期中改定については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、28年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定について御議論いただきま
すけれども、まずこれらの魚種の資源状況について事務局より御説明をいただきまして、
御質問を受けた後にTACの設定について審議を進めたいと思います。

では、スケトウダラ及びスルメイカの資源状況について、事務局から資料の説明をよろ
しくお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

資料は2-4を御覧ください。

資料2-4の表紙でございますけれども、スケトウダラ及びスルメイカ資源の概要とい
うことで、スケトウダラについては4つ、スルメイカについては2つ載っております。

スケトウダラについては4つ書いていまして、上と下のものは系群という言葉が使われ
ておりまして、間の根室とオホーツクは使われておりませんが、根室とオホーツクは、全
体の資源の一部をとっているということで、厳密に言うと系群ではありませんが、ややこ
しいので、この後系群という言葉で便宜的に使わせていただきます。

では、1ページおめくりいただきまして2ページでございますけれども、スケトウダラ
の日本海北部系群から始めさせていただきます。

ページの真ん中左側に、日本海北部系群の分布域と産卵場の図がございます。左の下の
図でございますけれども、これが漁獲量の推移の図でございます。かつては10万トン以
上とっていたものでございますが、近年は1万トンを切って低い状況が続いているとい
うことでございます。

それと、次のページに行ってくださいまして、グラフが3つ載っておりますが、左上の
グラフが資源量の推移と漁獲割合をあらわしたグラフでございます。黒い点が資源量で
すが、近年、低位のところまでとどまっている状況でございます。右のグラフは、親魚量、
つまり親の量のグラフと、あと黄色い点が再生産成功率ということで、どれだけ子供がよ
り効率的に生まれたかというものでございますけれども、親魚の資源のほうは、全体の資
源と同じように低迷しておりますけれども、近年では、2006年、2012年に卓越年級群的な
ものが出ておりますので、この辺は若干明るい知らせかなというふうには思っております。

それで、3つのうちの左下ですけれども、これは親に対してどれぐらいの加入があった
かということであらわしたグラフでございますけれども、近年は、非常に左の下のほうに
なりまして、親の資源も悪いわけですけれども、加入もそれほどよくない。ただ、2006年、
2012年というのは、少し飛び出ておりますけれども、これが近年では比較的良い加入であ
ったということで、Blimitは、89年以降の再生産環境の中では、加入量が大幅に低下する
直前の親魚量の水準である15万4,000トン、左下のグラフで言うと赤の縦線ですけれども、
これより上に維持すべきだということになっておりますが、現在の親魚資源量は3.7万ト

ンで、Blimitを大幅に下回っております。

ということで、次の管理方策でございますけれども、2014年漁期の親魚量がBlimitを大きく下回っておりますので、資源を回復させなければいけないということですが、回復シナリオとして、10年、20年、25年、30年かけてBlimitに回復させるという4つのシナリオを提示しております。それぞれについて、LimitとTargetという2つのシナリオを用意しております。Targetは不確実性を考慮してより安全を見込んだ数字でございます。

3ページの表ですけれども、10年で回復する場合は一番右を見ていただきますとLimitが1万4,000トン、Targetが1万2,000トン。20年の場合は6,400トン、5,200トン、25年の場合は7,500トン、6,500トン。次のページに行ってくださいまして、30年で回復の場合は8,300トンと6,700トンということになっております。

4ページの真ん中より少し下ですけれども、資源評価のまとめとしましては、資源水準は低位で動向は横ばい。現在の親魚資源というのはBlimitを大きく下回っておりますので、資源的には非常に悪い状態にあるということです。

それと、2012年級群は、比較的豊度は高いという事実がございますので、今後は、2017年までは親魚量の増加は予測されて、Bban3万トンを下回る可能性は低いというふうに思っております。

それと、右のほうの5ページのグラフですけれども、これは、それぞれのシナリオによって、今後資源量や親魚量がどういふふうに変化するかという予測の図でございます。一番傾きが大きいのが10年で回復、その次は20年、25年、30年というふうになっております。それ以外のシナリオにつきましては、資源の回復は望めませんので、ここでは採用をしております。

スケトウダラ日本海北部系群については以上です。

次に、スケトウダラの根室海峡、6ページでございますけれども、6ページの左に、大体この辺に分布しているという図が載っておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これ一部でございます。ロシアとのまたがり資源でございます。

6ページの下に2つグラフが載っておりますけれども、左が漁獲量で、かつては10万トンぐらいとれたときもございますけれども、最近では1万トンを切るような状況になっております。

この資源については、日本漁船の漁獲量、CPUEといったデータはあるんですけれども、ロシアとの共有資源で、ロシア漁船のほうの情報がなかなか得られませんので、定量的な評価が非常に難しい状況となっております。

7ページのほうに行きまして、日本漁船のCPUEの図を見たのが左のグラフでございます。近年は低位で横ばい状態にあるというふうに考えております。

その下の管理方策ですけれども、データがロシア側のは得られておりませんので、ABCの算定は行わずに、参考の算定漁獲量ということでLimitが5,900トン、Targetが4,700

トンということで設定をしております。

1 ページめくっていただきまして、次にスケトウダラのオホーツク海南部系群でございます。これは、左の真ん中に分布図が載っておりますけれども、オホーツク海からサハリンのほうにかけて分布する資源でございます。

下の2つのグラフでございますけれども、左側が漁獲量の図でございます、これも先ほどと似たような傾向を示しております。これも、さっきと同じように、日本漁船のデータはございますけれども、ロシアのほうのデータはございませんので、定量的な評価がなかなか難しいということで、9ページのグラフですけれども、日本漁船のCPU Eを見ると、近年では減少傾向にあって、低位にあるというふうに考えております。

管理方策ですけれども、これもABCの算定は行わずに、算定漁獲量としてLimitの場合は2万6,000トン、Targetの場合が2万トン少しということになっております。

次に、12ページでございますけれども、スケトウダラの太平洋系群につきまして説明をさせていただきます。

真ん中左の図が分布図と産卵場を示したもので、三陸のほうから北方四島のほうにかけて分布している資源でございます。

下の左の図が漁獲量を示した図でございます、全体的に比較的安定して推移している資源でございます。

13ページに行っていただきまして、資源状態でございますが、3つあるうちの左上の図が資源量をあらわした図でございます、大体長期的に見ると安定しているんですけども、近年を見るとやや減少傾向にあるというふうに考えております。

それと、その右側は、親魚量と加入尾数を示した図でございます、親魚量は、近年比較的高い数字になるんですけども、加入のほうは、以前に比べるとちょっと低い状況で推移しておりますので、今は、いいんですけども、今後気になるような状況になっております。

それと、Blimitにつきましては、3つのうちの左の下のグラフでございますけれども、豊度の高い年級群の発生が期待できる最低水準の漁獲量として1982年の、卓越年級群が発生した15万1,000トンをBlimitとしております。2010漁期の親魚量は39.7万トンで、Blimitを上回っております。

ということで、管理方策として、Blimitを上回っておりますので、資源を中長期的に維持するようなことを考えていかなければならないということで、シナリオとしては2つで、1つは、現状の漁獲圧の維持、この場合ABCは11万9,000トン、Targetは9万8,000トンです。親魚量の維持ということであれば、Limitが18万トン、Targetが15万トンということになります。

めくっていただきまして、真ん中の6つあるうちの上の2つのグラフでございますけれども、左側が、このシナリオを採用した場合に、親の量が今後どのように変化していくか

ということで、4つのシナリオについて、こういうふうに関後変化していくという予測を示しております。

右側は、それに伴って漁獲量がどのように変わっていくかというのを示したものでございます。

スケトウダラについては、以上でございます。

次にスルメイカについて説明させていただきます。

16ページでございますが、まず冬季発生系群ということで、真ん中左の図が分布域、産卵場、漁場を示した図でございます。下のグラフが漁獲量を示したものでございますけれども、これは日本だけでなく韓国も漁獲しております、大体日本の漁獲量が全体の6割ぐらいを占めています。CPU Eの傾向については、近年比較的安定的に推移しているというふうに考えております。

次の、17ページでございますけれども、4つグラフがございまして、左上が資源量のグラフでございます。資源量は、割と比較的安定しているんですけども、近年は若干ちょっと減少傾向にあるかなというふうに見ております。

右側が、量ではなくて尾数なんですけれども、これも同じような傾向を示しております。

左下のグラフは親魚尾数ですけれども、これも同じような傾向を示しております。

Blimitにつきましては、高い再生産成功率があったときに高い加入量が期待できる19.1万トン、6.2億尾をBlimitにしておりまして、右下のグラフの点線の部分でございます。2015年の親魚尾数はBlimitを上回っております。

ということで、管理方策につきましては、基本的にはBlimitを上回っておりますので、資源を維持するというところで、ここにシナリオを示しておりますけれども、1つは、現状の漁獲圧の維持ということで、Limitが20万3,000トン、Targetが16万9,000トン、親魚量の維持の場合は21万5,000トン、Targetは17万9,000トンということで計算しております。

次のページでございますけれども、4つありますけれども、上の2つが、今までと同じように、これらのシナリオをとったときに資源がどのように変わっていくか、漁獲量がどういうふうに変っていくかということを示したグラフでございます。

次に、20ページでございますけれども、スルメイカの秋季発生系群のほうでございます。

真ん中左側が分布域、産卵場、漁場を示した図でございます。左下のグラフが漁獲量とCPU Eの推移をあらわした図でございまして、これも韓国と日本が漁獲しておりますけれども、近年ちょっと減少傾向にあるということでございます。

次のページでございますけれども、資源状態につきましては、3つグラフがございまして、資源量につきましては、2014年の資源量は、過去最高の235万トンであったんですけども、2015年は119万トンに半減しました。ということで、左上のグラフに2014年が非常に高い値を示しているわけですけれども、2015年に急減したということでございます。それで、右のグラフが親魚尾数ということで、尾数換算しても同じような傾向を示

しております。それで、Blimitは、高い加入が期待できる親魚量の閾値40万3,000トンと
いうことでしております。2015年の親魚量は、この数字をはるかに上回っておりますので、
資源的には、現在としては問題ないというふうに考えております。

管理方策ですけれども、スルメイカの資源水準の低下を示唆するような、生態的な変化
は観測されておらず、これについてはいろいろと漁業者の感覚と違うんじゃないか
というような話もお聞きしますが、資源量がすぐに低水準になるような海洋環境で
はないというふうに判断されております。

ということで、シナリオとしましては、現状の漁獲圧の維持ということと、親魚量の維
持の2つを出しております。21ページの現状の漁獲圧の維持の場合は、ABCは11万
2,000トン、Targetで9万1,000トン、次のページでございますけれども、親魚量の維持と
いうシナリオの場合は、Limitが20万5,000トン、Targetが16万8,000トンということにな
っております。

22ページの下グラフは、それぞれのシナリオにおいて、今後資源がどういうふうに変
化していくかというのを予測したグラフでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのスケトウダラとスルメイカの資源状況につきまして、何か質問等ありました
らよろしく願いいたします。なお、TACの設定につきましては、後ほど御議論いた
だくということになりますのでよろしく願いいたします。

○東村委員 資源状況について、お聞きしたいことがございます。

スケトウダラの資源状況で、太平洋系群以外の3つにつきましては、かなり前から資源
状態が悪いということ、それからTACも絞りに絞って、漁業者の方も、自主的に網を上
げたりとか、いろいろなことをされているにもかかわらず、ちっとも資源が上向きにな
ってこないということは、何か、TACの話に絡みますので、後で御回答いただいてもいい
んですけれども、TACとか、そういう管理方策では、どんどん上向きにならない資源な
のではないかとすることはございませぬでしょうか。

というのは、何か絞って我慢していたらいつかよくなるという期待のもとに皆さん我慢
されていると思いますので、もう多分かなりの時間我慢されているので、ちっとも増えない
というのは何かもうちょっと違う要因があるのかなと、ちょっと資源学は専門ではありま
せんので、うまく説明できませんがいかがでしょうか。

○山川分科会長 太田漁場資源課長よろしく願いいたします。

○漁場資源課長 スケトウダラのうち、根室海峡とオホーツク海南部につきましては、ロ
シア側のデータの問題でございますので、向こう側でどういふとらえ方をしているかとい
うのがわからないので何とも言えないんですけれども、日本海の北部系群につきましては、
水産庁のほうで予算をとって、この資源評価とは別に、資源変動要因分析事業というのを

やっております、海洋環境が幾つかの資源にどのような影響を与えるかというようなシミュレーションをやっております。たまたま昨日発表会があったんですけども、スケトウダラの日本海北部系群につきましては、産卵のときの水温と、その後海流がどういうふうに流れるかによって影響を受けます。うまく水温が合って、海流によってしっかり北部に稚魚が運ばれたときに加入がいいというようなことがだんだんわかってきております。近年、なかなかそのような状況が起きていなくて、ただそれにもかかわらずさつき御説明しましたけれども、2006年とか2012年に、卓越年級群的なもの出ておりますので、やはり全体的な環境は悪いんですけども、数年に一回そういう環境が整って卓越が出たときのものを上手に育てながら、利用していくことが大事ではないかというふうに考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

今後、そういうことが、2012年と2006年ですか、のようなことが出たときに育てるというか、そこをちょっと我慢して育てるという方策ということですね。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに資源状況につきまして、高橋委員。

○高橋特別委員 要望と質問とを1点ちょっとお願いをします。

まず、要望のほうなんですけれども、スケトウの寿命がどの項目を見てもみんな不明という記載になっています。この寿命なんですけれども、当然もうTACの指定魚種になって20年近くになると思いますけれども、解明をされないままTACの設定がなされている。それから10年、20年、25年、30年かけて稚魚を回復するんだと、こういうことのございますけれども、どうも矛盾を感じるなという感じがいたします。ただ、我々としても、資源管理というものの重要性というのは十分認識をしております。資源管理をするということであれば、このスケソウの生態系というものをもっと徹底して調査を継続していただきたいというように思っております。漁獲した魚の統計をとるとということだけではなくて、それも確かに重要なことですが、漁業者としては、将来の、または明日の漁獲資源の状態が把握できればと、こういうように思います。そういう意味では調査体制の強化をお願いをしておきたいと思っております。

それから、9ページの一番下に、ロシアとのまたがり資源の中で、資源量全体が当然把握できないと、これが困難だということでございましたが、その中で、この地域の漁獲主体でございます沖底船の漁獲努力量を管理する方策が有効であるという、こういう記載となっています。これは具体的にどういうことを言っているのか教えていただきたいというように思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

太田漁場資源課長よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 寿命につきましては、本当に何歳まで生きるのかわからないということなんですけれども、実際としては、そんなに10歳とか、そこまで行く前に大体漁業でとられてしまいますので、資源評価の上では寿命はわからないことによって、不確実性が増すということはありません。そこについては問題ありません。ただし、おっしゃるように、スケソウの場合は、非常に社会経済的な影響も大きいですし、漁業者が納得していただく資源評価結果にするためには、より一層データ収集を強化して、正確性を高めたいというふうに考えてございます。

○管理課長 2つ目の御質問でございますけれども、やはりオホーツクとか根室海峡の分につきましては、やはり数量管理というのがなかなか難しいわけでございます。先ほどの話と同じで、ズワイと同じなんですけれども、向こうにやっぱり資源の主体があると、それはとっているということから、漁獲可能量の管理ということもさることながら、やはり努力量、例えば隻数なり、今の規制を維持しながら、状況に応じて管理をしていくということが妥当だということで書いていることだと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに、資源状況につきましてありますでしょうか。

では、続きまして、28年漁期のスケトウダラのTACについて事務局から御説明よろしくお願いいたします。

なおスルメイカのTACにつきましては、スケトウダラの後には御議論いただくことにいたします。よろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、資料2-5と2-6、また2-7につきまして御説明をいたします。

資料2-5は、全体の漁獲可能量の配分、こういうことでどうでしょうかということをお諮りするものでございます。具体的には、スケトウダラに関しましては、資料2-6を御覧いただきたいと思っております。

スケトウダラに関しましては、中期的管理方針が定められております。具体的に申しますと、日本海北部系群、太平洋系群につきましては、なかなか近年の海洋環境が資源の増大に好適な状態にはないということなものですから、特に資源の悪化が著しい日本海北部系群につきましては、資源の減少に歯どめをかけるということを目指して管理を行っていくということでございます。

一方、太平洋系群につきましては、資源の状況、非常に安定してきておりますけれども、一定の親魚量を確保することによって資源水準の維持を今後とも図っていくということを基本にするということでございます。

その他、オホーツク海南部、また根室海峡の系群に関しましては、先ほどから出ておりますようにロシア連邦の水域とまたがって分布することから、来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行おうというのが考え方の基本になっているわけでございます。

まず、日本海北部系群と太平洋系群につきましては、今申しましたように、まず日本海北部は親魚量を少しでも上げていこうというシナリオをとっていきたいと考えております。

具体的には、裏をめぐっていただきたいんですけれども、非常に長期にわたる回復計画でございますが、④の30年で回復させようというシナリオ、これは昨年も同じでございますけれども、それを採用して8,300トンというのが今回お諮りをする数量でございます。

一方、太平洋系群につきましては、親魚量を維持することで、資源の維持を図っていこうということでございますので、この②番、18万トンということが今回のお諮りする数量でございます。

一方、ちょっと戻っていただきたいんですが、オホーツクと根室海峡につきましては、これはロシアの水域に分布し、向こう主体であるということもございますものですから、備考のところに書いてございますように、オホーツク海南部系群につきましては、近年の最大漁獲量である24年漁期の5万2,000トン、これをベースといたしまして5万3,000トン、また根室海峡につきましても、23年が最大であったわけですが、2万トンというものを昨年同様漁獲可能量としていきたいということでございます。その結果として、スケトウダラに関しましては26万1,300トンというのが、今回お諮りする数量でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、議論に入っていきたいと思っておりますけれども、スケトウダラのTACにつきましては系群ごとに設定されていますので、系群ごとに順番に議論したいと思っております。

まずは、日本海北部系群につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

では、特に御意見なければ、次にオホーツク海及び根室海峡系群について、御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。

特に御意見ないようですので、次に、太平洋系群について、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

特に御意見等ございませんようですけれども、スケトウダラの28年漁期のTACにつきましては、原案どおり承認をしていただいてよろしいということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、28年漁期のスルメイカのTACにつきまして、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○管理課長 それでは、資料の2-7に従いまして御説明をいたします。

28年度のスルメイカでございますけれども、これも中期的管理方針が定められております。

具体的に申しますと、そこに書いてございますように、海洋環境が変化する場合に、資源状況が大きく変動する可能性はあるんですが、海洋環境に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行ってまいりたいと考えております。

一方で、関係業者への経営の影響と、非常に重要資源でございますので、そういうことにも配慮した漁獲管理を決定するというところでございます。

まず、冬季発生分でございますけれども、現在、中位減少ということでございますが、親魚量をまず維持していこうということになりますと、下のグラフにございますけれども、②ということで、21万5,000トンというのが、今回お諮りする数量でございます。

一方、秋季発生系群につきましても、親魚量を維持していこうということでございますと、20万5,000トンというのが今回ABCとして示された数字でございますので、この数字を採用するというので、合計いたしますと42万トンということになります。

ただ、裏をちょっと御覧いただきたいんですけども、韓国が約16万トン程度スルメイカを漁獲しております。この数字を除きました25万6,000トンというものを漁獲可能量にしていきたいと思っております。この数量に関しまして、公開での意見交換会なり、パブリックコメントをしております。意見交換会では、具体的には大きな意見はございませんでしたが、パブリックコメントのほうでは、スルメイカに関しまして、特に定置でかなりの漁獲が見られておるものですから、一方、漁獲可能制度については、定置については非常に管理が難しいということもあって若干としておりますが、若干でありながら、非常に資源に対する影響が大きいのではないかと、こういうことについても、今後考えてもらいたいというような御意見をいただいております。こういう意見に関しましては、今後とも、若干であってもどのような感じが可能なのか、私どもとしても、検討させていただきたいと思っております。

以上が、説明でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、スルメイカのTACにつきまして御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

谷地委員。

○谷地委員 全いかの谷地です。

スルメイカのTACについて意見を述べさせていただきます。

28年度のスルメイカのTACが削減されることは、ある程度予想はしていましたが、覚悟もしてました。しかし、このように大幅な削減は正直言って驚いていますし、困惑しています。中型イカ釣りの場合は、沿岸の方たちと協定により操業禁止区域を設定したり、また操業の制限があつて思うように操業ができない状況です。小型イカ釣り船では、トン数によって1日の漁獲数量を定めて操業しています。まき網船については、1日の漁獲数量と1週間の漁獲数量、それに1年間の漁獲数量を定めて操業しています。八戸では、

沖あい底びきは1日1隻の漁獲数量を定めて操業しています。このように、制限があったり、自主的に制限して資源管理を行っております。

また、エルニーニョの影響なのか、今年度は時化が多く、操業する日が極端に少なくなり、TACの消化率が大幅に下がりました。今年はエルニーニョも終息するという予報ですので、稼働日数も増えることと期待しています。また、大幅な削減は、仲買人、加工業者への心理的影響が大きいと思います。スルメイカの国内確保が難しくなるのではと考え、TPPによる関税の撤廃に円高傾向により安くなるであろう海外イカにシフトする業者が増えるのではと危惧しています。その結果、漁価も低下すると思います。

以上のことを考慮していただき、再考してもらいたいと思います。それが、かなわないのであれば、漁獲が急増した場合、期中変更を速やかにしていただくようお願いいたします。

また、全いかからも意見があったと思いますが、大臣許可漁業者が、TACで数量を管理されているのに、県知事許可漁業者は若干というあいまいな管理であるのは、TAC制度の基本理念に反するものであると思います。早急な対応を望みます。

あと一つ、最近三陸沖に、中国船と思われる外国船が300隻余り集結しているという情報があります。集魚灯をたいたり、虎網を使用したりしている模様です。どんな魚種をとっているのか、またその実態、状況をわかっておいでならば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、木島管理課長でよろしいでしょうか。

○管理課長 なかなかABCを越えて漁獲可能量を設定するというのは、非常に資源状況に見合う漁獲を目指すということからすると難しい状況にはございますが、ほかの魚種と同様、資源の実態が従来の評価と違うということがわかれば、そこは速やかに見直しをしていかなければいけないというふうに思っています。いずれにしても、皆様方、十分関係の漁業者なりの方々、また加工流通業者の方々の意見も聞きながら、検討は進めていきたいと思っております。

それから、若干については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり資源に与える影響の度合いということ考えた場合に難しいと、しっかりした管理すべきだということはあるかと思えます。そのために漁獲努力量を抑制し、漁獲の実績についても前年程度におさめるということで指導はしておるところでございますけれども、今後は、さらにどういうことが可能なのかということについては、検討させていただきたいと思っております。

それからあと中国船についてなんですけれども、虎網なりを用いまして浮き魚なり、スルメイカなりという状況でございますけれども、とっているという情報は私どもとしても

得ております。私どもとして、取り締まり、海上保安庁とも連携をとりながら、しっかりとした管理を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 では、スルメイカにつきましては、来遊状況等が実際にどういうふうになってくるかというのを見ながら、必要であれば、柔軟に対応していくというような形でよろしく願いいたします。

○谷地委員 はい。

○山川分科会長 はい。

○大久保特別委員 小型イカ釣りの大久保ですけれども、スルメイカ、資源的には結構減ってないと思っているんでね。なぜかと言いますと、日本近海にスルメイカのすめる水温というのがなかなか周年通して少ないということです。それで、今日でも壱岐の勝本漁協ですけれども、2隻が300箱スルメが上がっているわけです。大体月夜の15日というのはそんなにスルメイカはとれないわけです。しかし、韓国が例年は1月の中間ごろまでのうちにすめなくなるとです、過ぎたら水温が低くて、そして対馬海峡に産卵に来るイカが、本年度は2月になっても水温が15度から16度あって韓国よりも北のほうまでスルメイカがすむ、周期的に大体帰ってくるイカがおくれているとです。そういう関係上、そのイカがとれるときに時化が多くてとれませんでしたがけれども、今は、結構浜田から鳥取、そして壱岐周辺、スルメイカは結構おると思うとです。ただし、月夜になったからとれないですけれども、資源的には去年ごろからずれているとです。大体12月、1月、2月に成長期ですけれども、今年度は2月ごろからとれ始める、韓国に進まれなくなって、そして日本の産卵に、対馬海峡に来る。冬まで春まで、そのイカがどういう格好で回遊するかというのは、私、専門家じゃないけれどもわかりませんが、日本海ほとんど羅臼から稚内、沖合のほうを通っておりますので、沿岸に水温が高くてスルメイカが入ってこれない状態で、大型船の人が言われるとおり、もしこれが水温がマッチすれば大量にとれるということです。そのときには、水産庁さんもTACのほうに、見るべきじゃなかろうかと、加工業者でも40%ぐらい材料が減少していますから、そこんところは、イカの資源は私はずっと昭和48年から水温をずっと追っかけておりましたけれども、ただ水温が日本近海に来ないということだけでイカが来ないだけですから、そこんところをもう少し、専門家じゃないけん用は私もわかりませんが、経験上ではそういう状況です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

資源的には、そんなに減ってないのではないかと、ただ海況環境条件等によって来遊状況がいろいろ変動するというような、そういう情報でしたけれども、今後も、そういった来遊状況等につきまして、きっちりと情報を把握していただきまして、柔軟に対応できるような形で、よろしく願いいたします。

○川越特別委員 今のことで、スルメイカのTAC全体的に消化率が低いというようなことで、しかしこれを漁業種別で見るとどうかというようなことで、沖底とか、まき網という部分については消化率が割合高い、そういうようなことで、今言われるように、イカの需要ということで流通、加工業界非常に原料確保に非常に困っているという現状があると思うんです。いう中で、業者間、業者という間で合意されたルールというのがある。そして、その前にはABCイコールTACというふうなことになる以上、確かに漁業者の努力がその消化率を高めるために100%に近づくような努力をすれば、それは最適な話だろうけれども、いろいろな業者のルールの中でも過去いろいろなプロセスがあったと思う。そこをそろそろ見直すべき時期ではないかなというふうに思われますが、木島課長どうですか、この後。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○管理課長 なかなか難しい問題だと思っていますので、そこはじっくり慎重に、関係の団体が多くございますので、十分な意見を聞いて、着陸点を目指したいというふうに思っております。

○山川分科会長 では、大森委員。

○大森委員 先ほど谷地委員から資源の状況をよく見て、期中においての変更等もというようにお話もございました。しかしながら、しっかりと資源評価をし、TACを設定することですから、期中の変更というのは相当慎重にやっていただかないと、やはりそれぞれの漁業形態の経営ということにもかかわることにもなるので、それぞれ御意見はあるとは思いますが、なかなか簡単には直ちに期中改定というふうに行っているのかという思いは、私としてはございます。

○山川分科会長 太田漁場資源課長よろしくお願ひします。

○漁場資源課長 スルメイカの話なんですけれども、まず、話を冬季と秋季に分けて考えていただきたいんですが、冬季につきましては、別にそれほど資源が減っているという状況にはございません。秋季については、資源が半減したという極端な状況が起こっておりますけれども、その秋季発生系群の調査というのは、御存じだと思いますけれども、6月から7月にかけて漁場一斉調査というのをやりまして、それに基づいて推定しております。これはほかの資源と比べてもかなり手厚く調査をやっておる資源なんです。イカの場合は、非常に寿命が短くて、ほかの魚とはかなり違いますので、このようなことをやっても、大きく増えたりするわけでございます。最近、漁業者の感覚と合わないんじゃないかということが言われていますけれども、今後検討したいと思っていますのは、今資源評価の時期が8月なんですけれども、それをもうちょっと遅らせてまして、その年の夏のイカのとれ具合なんかも資源評価に反映させるとより漁業者の感覚にも近寄るんじゃないかなと。ただ、漁業だけでとっている、見ているデータと、一斉調査で見ているデータというのは、おのずと性質が変わってきますので、どちらが絶対正しいということはありません

けれども、漁業のデータだけを見て判断するのも、これまた危険だということは御理解いただきたいと思います。

さっき期中改定の話が出ていますけれども、ここで余り責任を持って私回答できないんですけれども、ちょっとスルメイカの場合、そういうふうに途中でデータが入ってきて期中改定といったことができるのかというのは、今の時点で、イエスともノーとも言えないということはお伝えしておきたいと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

では、特に御意見なければ、スルメイカの28年漁期のTACについては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、スケトウダラとスルメイカについての議論は終了といたします。

諮問第258号につきましては、全て御議論いただいたところでございますけれども、特段の追加の御意見等もしございましたらよろしくお願ひいたします。

ないようでしたら、本件は原案どおり承認したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第259号になりますけれども「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」に移ります。

事務局から資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

それでは、資料3に基づき御説明申し上げます。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

27水推第1132号

平成28年2月23日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第259号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

本件につきましては、毎年御審議いただいております農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づきまして、水産総合研究センターのサケ、マスのふ化放流につきまして、人工放流を実施すべき河川及び放流数などの計画を定めるというものでございます。

まず、28年度の計画というのは、本年の秋に戻ったサケから採卵し、来年の春に放流すると、こういうことでございます。

まず、この計画について、趣旨を簡単に説明させていただきます。

3枚紙でございまして、3枚目の表の紙をちょっとごらんください。

上に3（参考資料）2/2と書いてございます。ここに、個体群の維持のための人工ふ化放流ということを書いてございますが、さけます資源の保護培養のためには、北海道から東北中心に民間による資源増大を目的とするさけ及びますの人工ふ化放流が行われておりますが、この放流とともに、多様な遺伝形質のさけ及びますの放流により、気候変動リスクの回避をすること、地域特性に見合った幼稚魚の放流により回帰の確実性を高めることなどを目的とする、遺伝的多様性を維持するためのふ化放流や、資源状況を把握するためのふ化放流が必要であり、これら個体群の維持のためのふ化放流を農林水産大臣が定める計画に従って、水産総合研究センターが実施することとされております。

また、この水産総合研究センターのふ化放流は、地域固有の個体群の特性を維持されている主な河川において行われており、全ての放流魚に耳石温度標識をつけ、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況などが調査されております。

具体的な計画の中身でございまして、これは、1枚戻っていただいて、2枚目の紙の表の紙を御覧ください。

これが28年度の放流の計画でございます。放流水系というのは、北海道の14水系でございますが、サケにつきましては、10水系で1億2,900万尾放流、カラフトマスは3水系、720万尾、サクラマスは6水系、270万尾、ベニザケは3水系、15万尾、合わせて1億3,905万尾、これは前年同でございます。

以上が、諮問の内容でございます。

また、この紙の裏側に参考までに昨年定めた全国さけ・ます人工ふ化放流計画というのを掲載してございます。全国と言いますのは、水産総合研究センターの計画に道府県の計画に基づいて民間と自治体を実施しているもの、これを含めた計画数量でございまして、

全体で言いますと一番右の欄の一番下から3番目です。全魚種合計のうちで下から3番目が全国計になりまして、昨年度の放流経過は19億57万3,000尾と、このようになっていきます。近年は大体19億尾程度の放流計画となっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 放流前の回帰状況を調査されているという自治体がございますので、どの程度、回帰状況があるのか、その実態を教えてください。

○山川分科会長 回帰状況につきまして、栽培養殖課長よろしく申し上げます。

○栽培養殖課長 全体で放流しているのは、先ほど最後に御説明しました19億尾、これが基本になるわけですが、一番最新のデータに基づきますと、全国で4,037万6,000尾、これだけ帰ってきてございます。

もちろん、これは、4年前、5年前の採卵と放流を比較しなければございませんが、近年は大体4,000万尾ということで低迷をしております。

○山川分科会長 よろしいですか。

単純に計算すると2%ちょっとぐらいという、そんな感じなんですか。その年その年によりでこぼこは補正しないといけないんでしょうけれども。

高橋委員。

○高橋特別委員 この放流制度に反対するということではなくて、せっかくこれだけの規模で、これだけの資金を使って放流をしているわけですから、当然、この放流事業というのは日本の200海里、それから各地域にある河川遡上というものが、基本的なものなんだろうというふうに思っているわけです。当然、アメリカ、カナダ、それからロシアに捕獲するために放流をしているわけではなくて、我が国が優先的に、また我が国だけが捕獲できるような取り決めが当然必要だというように思っておりますので、今後、さまざまな検討を加えていただいて、この放流事業を継続をしながら、何らかの対策を講じていただきたい。これは意見です。

以上です。

○山川分科会長 では、御意見ということで、よろしく願いいたします。

ほかに、横内委員。

○横内特別委員 オホーツクで小さな漁協の組合長をやっていて、北海道では三大魚種の一つでありまして、ただいまの御質問もありましたけれども、最近、放流尾数に対して回帰量が減少しているという現状にございまして、先ほどの数字にもございましたが、北海道では、約10億尾の放流をしていると、最高回帰率のよかったのは回帰量、回遊量が

6,000万尾を超えた時期がございました。6%台ということですか。最近、徐々に減りまして、昨年、一昨年は、3,000万尾時代ということで、3%台と、半減です。こういう現況はございます。

それで、この要因を、先ほどの説明もありましたが、資源状況を把握するという一つ一つのねらいとしてあるわけで、この辺の減少している理由が、原因が、いろいろあるんだろうと思いますけれども、一番大きな要因を水産庁としてはどこにあるのかということを考えておられるか、まずはそこを1点お聞きをしたいと思います。

○山川分科会長 栽培養殖課長よろしくお願ひします。

○栽培養殖課長 委員の御指摘のとおり回帰量が減ってございます。特に震災の前の22年ごろから減っているんでございますけれども、それにつきましては、水産庁のほうで予算措置をとって、太平洋サケ資源回復調査事業というのを平成25年度から27年度に行いまして、それによると、研究者、科学者の大体の意見で申しますと、まず環境が不安定期に入っているという大前提、基本があるんでございますが、やはり一つは、サケが放流された直後、幼稚魚がオホーツク海までに移動する期間、まだ本当に生まれて数カ月の間の減少率が高かったということが主要因と想定されると。それから、また、副次的には、やはり今の温暖化と申しますか、水温の変動などで、回帰する海域の経路の水温が高かった影響と、こういうことも副次的要因と考えられると、このように分析されてございます。いずれにせよ、環境が不安定期に入ったというのが一番の原因というふうに認識しております。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○横内特別委員 ありがとうございます。

それで、温暖化ということは、海水温が高いということに私は理解しておりますけれども、それでよろしいですかね。いいですかね。

そういうことであれば、サケの回遊の適水温というのが、13度だとか、15度だとかと、いろいろ節がありますけれども、大体そこら辺ということであれば、今、稚魚の放流というのは前、中、後期と分けて放流をしたわけですね。そういう中のデータで、水産庁のデータの中ではどんなふうな、前、中、後期と放流した中の海域の減少はどういうふうになっているのか、ちょっとそこをお伺いをしたいと思います。

○栽培養殖課長 まず、温暖化ということで、私もちょっと申し上げたところがあるんですけども、北太平洋全体で見ると、例えば、アメリカやロシアなど北に行くほど放流回帰が高くなっていると、こういう現状がございまして、要するに海流の変化、その他が大きな問題で、日本の近海ですと水温の問題、このようなものが関係してくると思われまして。

それから、今、委員指摘のどの期というのは、まさにおっしゃるところがポイントでございまして、我がほうも、予算措置を投じて、先ほど申しましたとおりサケのオホーツク海までの最初の移動の時期、この時期に着目を置いて、生残率を高くするためにはどの時期に放流したらよいか、どのサイズで放流したらよいか、このあたりは逆に分析して、逆

算してそこで放流するというのを補助事業で対策を講じています。完全な結果が出るのは4年後になりますけれども、27年度から実証事業をさせていただいております。

○横内特別委員 実は、減少として、先ほどお話ししましたように、適正温度が13度だと、15度だとなると、前、中、後期って放流しているのは、後期になると12月の時期にも回帰するんですけれども、現状では、10月のいっぱいぐらいで、大体終了するんです。というのは、水温が高い時期に帰ってくるんだけれども、水温が適水温になってから帰ってこないという、これは実態とすれば、中期群が前期に回遊する、後期群は中期に回遊する、データの的には、そういう前倒しになっているんです。なので、これ私は、個人的には、この海水温、人間も動物もそうですけれども、自分のすみやすいところにすむというか、そのほうが一番いいんで、当然魚も水温帯のあうところで回遊するわけですから、そういうふうに思っているんですけれども、実態とすれば、環境の悪いところで帰ってきていると、今言われたように、その研究が私の想定するような時期に帰ってくるのであれば、今の放流の方法でも、12月に帰ってくるのであれば、そんなに減耗はしないんだと思うんですけれども、その魚の特徴は、よくわかっていないので、それをぜひ水産庁に研究をしていただきたいなということが1点。

もう一つ要望があります。

それと、今、作物だとか、動物なんかは、改良は盛んで、環境にあったような生産体制かできていますね。これ進んでいるんですけれども、水産関係は、非常にそれがおけていると私は認識しているんですけれども、この現実、サケ、マスについても、そういう改良というのが、自然環境になれて、それにあったように持っている体質というか、そういう素質があるのかどうかによっては、あるんだろうと思いますけれども、それでも時間はかかると思いますので、私はもう少し改良という、今の自然環境にあった魚の改良というのを、もう少し研究をしていただきたいという、この2点をお願いしたいなと思ってお話をしましたのでよろしくをお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、研究関連の御要望ということで2点いただいたということでよろしくお願いたします。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。では、特に御発言ないようですので、諮問第259号につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続いて、諮問第260号「総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める告示の一部改正について」に移ります。

事務局から御説明よろしくお願いたします。

○管理課長 それでは、資料4に従いまして、御説明いたします。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

27水管第2124号

平成28年2月23日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める告示の一部改正について
(諮問第260号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第6条の規定に基づき、平成19年7月25日農林水産省告知第960号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六条の規定に基づき、総トン数二十トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）の一部を改正する告示を制定したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

1枚めくっていただきまして、まず今回の改正の内容でございます、これは、漁船設備基準の中に、停泊中において、居室の照明設備を使用するに必要な小売電気事業者の供給する電気を受電することができる設備を備えつけている、すなわち居室の照明設備に電気を供給する事業者について、今回、電力の小売発電の全面自由化というのが行われております。これは平成26年、一昨年、電気事業法の改正が行われまして、本年4月にこの電気事業法の施行が行われるわけでございます。この中で、発電ですとか、送配電、また小売などについて一般電気事業者が今まで行うことになっておったわけでございます。これが、発電事業者それぞれ発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者など、それぞれの事業ごとにこの電気事業法の中で位置づけが行われております。このことによって、小売電気事業者、ソフトバンクのようところが電気を供給する、そういうことができるようになったわけでございます。このことに基づきまして、一般電気事業者が、今回、小売電気事業者にかわったことによりまして、この文言を改正するという内容でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 電気事業法の改正による改正ということだそうですが、いかがで

しょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に御意見ないようですので、諮問第260号については原案どおり承認していただいたということにさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第258号、諮問第259号及び諮問第260号について確認のために、答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

27水審第26号
平成28年2月23日

農林水産大臣 森山 裕 殿

水産政策審議会
会 長 馬場 治

平成28年2月23日に開催された水産政策審議会第75回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第258号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 諮問第259号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成28年度の溯河魚類のうち、さけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施する人工ふ化放流に関する計画について
- 諮問第260号 総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める告示の一部改正について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告事項が4件あります。

1つ目は「さんまの資源管理について」、2つ目は「第一種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、3番目が「指定養殖業の許可の状況について」、4番目に「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」ということで、まず最初に、「さんまの資源管理について」を事務局から御説明よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長でございます。

資料は5.さんまの資源管理についてというのを御覧ください。

1ページめくっていただきまして2ページでございます。

真ん中左側が、サンマの分布域、産卵場、漁場、索餌場の図でございます。

下の2つのグラフでございますけれども、左側が漁獲量の推移でございます、近年外国漁船による漁獲量が多くなってきているのがわかると思います。

それと右側のグラフにつきましては、これは、日本船の標準化C P U Eの推移でございます、これを見ますと、大体今の資源水準というのは中位ではないかというふうに考えております。

次のページでございますけれども、3ページでございますが、3つグラフがございますけれども、左上が、資源量の推移と漁獲割合を示したものでございます。

資源量につきましては、黒い丸でございますが、長期的に見ると減少傾向にあるというのがわかると思います。ただし、最近の5年間程度を見ると、どちらかという横ばいかなというふうに判断しております。

他方、資源量の傾向とは逆に、漁獲割合の傾向を見ますと、上昇傾向にあるということで、ここが非常に懸念されるところでございます。

右側が、親魚量のグラフでございますけれども、これも、長期的に見ると減少傾向にあることがわかると思います。

それと、下のグラフは、親魚量に対して、どれだけの子供が残ったかということでございますけれども、集めたデータはこういう状況になっておりますけれども、これによって、どこまで親子関係があるかどうかというのは、さらなる分析が必要かなというふうに考えております。

ということで、Blimitは決定しておりませんが、2003年以降の最低親魚量69万トンよりは小さいのではないかなというふうに考えております。

ということで、管理方策なんですけれども、下の図ですけれども、短期的に見ると、資源は横ばい傾向なんですございますが、漁獲割合は増加しているということと、資源量が中長期的には減少傾向にあるということで、今後、さらにこれが資源に与える悪影響、漁獲圧の上昇が資源に与える影響に十分注意する必要があるということで、中長期的に親魚量を維持することを管理目標とするということで、シナリオとしては、一つで親魚量の維持ということを出しております。

そうすると、A B Cは、Limitで36万3,000トン、Targetだと29万5,000トンという計算にしています。

次のページでございますけれども、グラフが3つありますが、このシナリオをとったときと現状で推移した場合の漁獲量、親魚量、資源量がどういふふうに移っていくかと。シナリオは親魚量の維持でございますので、大体中期的に横ばいになるということでございます。

私からは以上です。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

管理のほうについて、管理課長から御説明いただけたらと思います。

○管理課長 管理課長でございます。

資源の状況については、今、太田課長のほうから説明があったとおりでございますけれども、一方サンマの資源の利用に関しましては、先般、ここでも御説明をいたしましたけれども、公海域で中国なり、台湾なり、韓国なり漁獲が近年増えているという状況でございます。このような中で、参考にもついておりますけれども、公海域のサンマの資源の管理をめぐって北太平洋漁業委員会という地域漁業管理機関が設置されまして、この枠の中でサンマについてどのような管理をしていくのか、どういふふうな管理をすべきなのかということが議論されるわけでございます。こういういろいろな状況の中で、今後、我が国の漁獲可能量、資源評価はどうあるべきかというところがございますけれども、やはりまず一つには、サンマの漁獲、漁場が年によって大きく変わってくる。例えば昨年については、我が国の排他的経済水域よりも公海でかなりとられている状況もございます。また、公海域のサンマも、我が国の周辺水域に回遊するサンマも基本的には同じ資源でございますけれども、このような、同じ資源が他国によって非常に漁獲がなされておいて、こういう中で、我が国の漁業の権益をしっかりと守っていくためには、A B Cは、確かに厳しい数字があろうかとも思いますけれども、漁獲可能量に関しましては、漁場の分布、また漁獲の状況が年によって大きく変わることからいたしますと、A B Cについては、参考として扱わせていただきたい。漁業者の意向なり、いろいろな状況を見た上で、漁獲可能量についてはいろいろな観点から定めさせていただきたいというふうに思っています。具体的には、次回の水産政策審議会でお諮りすることになるかと思っておりますけれども、基本的な漁獲可能量の考え方はA B Cとずれても全体の我が国権益を守るという観点から定めていくという方向で整備をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、加澤委員、よろしく申し上げます。

○加澤特別委員 説明ありがとうございます。

それで、サンマのTACに関しては、我々全さんまとして、制定に当たって非常に關心を持ってしまして、また非常に我々の根底をなすところであって、今の説明から、去年からなんです、ABCがどんどん減って、100も減らされた中、非常に厳しい状態になるところで、今年もこれからはサンマ漁を始める上で、TACの設定が非常に大事であるということから、先日、我々組合としてまとめた意見、要望なんです、まず、ちょっとこれは読み上げさせてもらいたいと思います。

28年のサンマTACの設定に関する要望についてということで、全さんまからなんです、サンマ北太平洋西部系群の28年ABCは、27年の39万3,000トンから36万3,000トンに縮小しており、昨年の方法（ABC×過去10年間のうち、全漁獲漁に対する日本EEZ内の漁獲割合の最大値67.1%）でTACを計算すると、本年の総TACは昨年比で約1割減となり、結果として大臣許可漁業分のTACも削減されて昨年のTAC約20万トンを割り込むことも懸念されます。

つきましては、当組合では、平成28年サンマTACについて、次に挙げることを要望として伝えたいと思います。

①、サンマの資源管理については、平成28年度より国際資源管理に移行することとなり、今後、NPFC等国際的な交渉の場において、北太平洋におけるサンマ漁業に係る我が国益権を守るため、中長期的かつ戦略的な対応が必要となること。

②、昨年の水産政策審議会資源分科会でも、サンマのTACについては、これまでの方法にとられることなく、新たな考え方を採用すべきとの意見が出されたこと。

③、台湾、中国等から我が国への輸出を増加させることは、外国船操業を助長させることとなるため、サンマ漁獲量のほとんど（96～97%）を占める大臣許可漁業に対して、我が国のサンマ需要を満たせるよう、おおむね20万トン程度のTACが安定的に与えられる必要があること。

これらを踏まえ、サンマ資源状態に配慮しつつも、これまでの算定方法にとられることなく、約20万トン程度のTACが、中長期的、かつ安定的に大臣許可漁業に対して配分されるよう、よろしくご配慮をお願いいたします。

というような我々の要望でございます。

あと、これに関して、今言った20万トンという数字は、本当に我々からしますと、これ以下に減らされますと、まず我々漁業者、組合員の経営に悪影響を及ぼすことが一つございます。よって、我々数多くの隻数を抱えており、漁業経営ばかりじゃなくて、そこには多くの乗組員の中には震災で被災された方が数多く乗っています。よって、その人たちの生活にもかかわるということ。

また他方、今これ北海道から銚子までの各港がサンマの受け入れとなっております、今、御存じのように、サンマというのは、震災から復興に非常に大事な漁業となっております。地域の経済にもかかわるものになって、復興にもかかわるのみならず、北海道から銚子ま

で、サンマというのは本当に各地区の食文化、伝統産業もごございますので、そこら辺に悪影響を及ぼす懸念もごございますので、そこら辺を今まで言ったことを踏まえて、何とぞ我々の要望に沿うようなTAC設定をよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

全国さんま棒受網漁業協同組合からの御要望ということで、中長期的、戦略的な対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。

何かコメントございますか。

○水産庁次長 今、加澤委員から、切実な要望ということでお受けしましたけれども、改めて、資料5の参考のところです。7ページのところを見ていただきたいんですけども、2ポツで、結果概要とあります。(1)がサンマの話になりますが、加澤委員のお話の中に出てきました①です。サンマの資源評価をNPFC、今年の夏にでき上がった国際委員会で資源評価をして、国別の割当をして、外国漁船の漁獲急増に対応しようということをやっているわけでありまして、ただ、今の段階では、資源の評価についても各国の見解は相当開きがあると。そういう中で来年に向けて何とか合意を目指していこう、新しい管理に移行していこうという、本当に難しい、過渡期の状況で、ここをどういうふうに乗り切っていくかというのは非常に大事な話だと思いますので、先ほど木島課長から申し上げたように、この件については、今日何か決めるということではなくて、次回の分科会でしっかりと議論していくということで考えております。

それから、せっかくなので、先ほどの谷地委員から、イカの絡みで中国船の話がありました。取り締まりのことで木島課長が答えましたけれども、もちろん、我が国200海里以内に入ってくる無許可操業みたいなことについては取り締まりの話なんですけど、それだけではなくて、この紙の(2)のところに書いてありますように、サンマ以外の中国船の操業について、今年の会議のときに、こちらからサバなどを漁獲している中国漁船の急増ですとか、あるいは違法漁船、違反操業みたいなこともあるので、中国側に対して隻数削減などの管理強化を、これは要求している、今、要求しているということですし、また、(3)のところを見ていただくと、公海で操業する漁船を登録するというようなことで、実態をしっかり把握していこうという取り組みをしているところです。

こういう、NPFCは、多国間の枠組みになりますけれども、こういう場と、もう一つ2国間、中国船に関していえば日中の協議の場、多国間、二国間、両方使いながら、こういう谷地委員が先ほど心配されたような問題についても対応していくということで考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、しっかりご対応くださいますようよろしくお願いいたします。

川崎委員。

○川崎委員 北海道漁連の川崎です。よろしくお願ひいたします。

今、次長から、大変心強い声をいただきまして少し安心をしているんですけども、さっきのスケトウダラについても、資源介入がよその国へまたがる非常に難しい部分があるというお話あったばかりで、この上サンマに関してはN P F Cで多国間でもってそういう資源評価、今のところはまだ分かれる段階ですけども、非常に画期的なことだというふうに思っているんです。サンマというのは、私ども産まれたときからサンマ漁業をやっていますけれども、北海道の太平洋側というのはサンマで秋は飯を食っていたもんです。だけれども去年なんかは全く沿岸にもうサンマが寄せなくなってしまったと。それは資源管理もあるでしょうけれども、先ほど言った環境が非常に変わってきているんだろうと、これも大きな要因の一つだろうというふうには思っていますけれども、できるだけ、早く各国と資源量等を同意していただきながら、そしてなおかつ、先ほども加澤さんが話をしておりましてけれども、全体として20万トンというのは、私どもの漁業者ばかりではなくて、それに携わる陸上の加工屋さん、運搬屋さん、そうした人たちだって非常に大事にしている数量でありますので、その辺を十分御理解をいただいて、ご協力いただきたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願ひいたします。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

お願ひいたします。

○平田特別委員 大洋エーアンドエフの平田と申します。

北太平洋のN P F Cにつきまして、対象資源がマグロ、サケ、マス、サンマは対象外ということなんですけれども、やはり今サンマとかイカで委員の方がいろいろとおっしゃっていることについては、これサバもイワシも、同じような環境下にあると思うんです。ですから、対象魚種に入れるのがどの時点になるのか、ただ、これサバについても、日本船は、過去から資源回復計画を行ってきて、それでその中で、操業規制というんですか、上限制限もいろいろ設けられて、やってきている中で、シナ海でやっていたような虎網、業界誌で虎網と載っているんですけども、集魚操業をメインとしてやり出すと、かなり資源にインパクトは大きいだろうというふうに思います。ですから、これ大変難しい時期になっているとは思いますが、やっぱりかなり要求していただかないと、国内の200海里内で資源回復計画を打ち立てていても、やっぱりなかなか大変だろうと。ただ現実にやっているかやってないかわからないんですけども、これが北部太平洋で夏場も操業するとすると、ひよっとすれば我々がわからない中でカツオ、マグロの漁獲をひよっとしているんじゃないのかとか、そこら辺も出てくる可能性が非常に高くなってくるんじゃないかということで心配をいたしております。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

○水産庁次長 今、平田委員御心配の同じ資料5の最後の8ページの6ポツの読み方なんですけれども、これは、マグロ類についてWC P F Cという、御存じの、条約があると、サケ、マスについては、またN P A F Cというのがあるので除きますということなんで、このN P F Cは、イワシもサバも対象にする条約です。そういうことなので、まず一番最初に問題意識を持ってやり出したのがサンマなわけなんですけれども、今後、それ以外のサバですとか、イカですとか、というものについてもこの枠組みを使って対応していくということになります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言、ほかになければ、次の報告事項に移りたいと思います。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量等についてを事務局からよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。

資料の6を御覧いただきたいと思います。

第1種特定海洋生物資源、T A C魚種の採捕数量の速報値でございます。

こちらは、定例的に御報告をさせていただいているもので、今回は、27年12月末までに採捕された数量についてでございます。

中ほど黄色く塗っておりますマアジとマイワシにつきましては、管理期間がこの12月に終了した27年漁期の実績ということでございます。それ以外の魚種につきましては、管理期間がまだ途中の経過の数量でございます。中ほどに、採捕数量、実績数量が掲げてございます。

2ページ目と3ページ目につきましては、その大臣管理分と知事管理分の内訳の数量を記載してございます。

それから、4ページ目でございますけれども、こちらにつきましては、第2種特定海洋生物資源、つまり漁獲努力量管理をしておりますT A E魚種の魚種ごとの努力量の実績を記載しております。

以上、御報告でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御発言ございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

指定養殖業の許可の状況についてを事務局から御説明よろしくお願ひします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の中奥でございます。

御承知のとおり、ウナギ養殖業につきましては、昨年6月から内水面漁業の振興に関する

る法律に基づきます指定養殖業ということになりまして、農林水産大臣の許可制に移行しております。

ということで、昨年7月7日に開催をされました第72回の本資源管理分科会におきまして、諮問、答申をいただきましたウナギ養殖業の公示につきまして、公示に基づく許可を行いましたので、その状況を御報告いたします。

許可から、ちょっと間があいてしまいましたことをおわび申し上げます。

資料の7をごらんください。

許可件数につきましては、こちらに書いてございますとおり、許可申請が551件ございました。これに対しまして、許可をいたしましたのが543件、結果的に不許可になりましたのが8件ということでございます。

これは、公示数量に対する申請数量ということで、対比表にしておりますけれども、公示いたしましたシラスウナギの池入れ数量、池入れ許可の上限値、これがニホンウナギについては21.7トン、その他のウナギについては3.5トンでございますけれども、いずれも申請数量が公示数量を上回っております。このため、内水面漁業の振興に関する法律において準用します漁業法の規定に基づきまして、既存の許可を受けておられる方に対しては優先して計画数量の池入れ割当量を配分いたしまして、さらに残余の数量について公正な方法でくじを行って決定をしたものでございます。

また、養殖業の許可につきましては、養殖場ごとに許可を受けるということになっておりまして、複数の養殖場を持っておられます養殖業者さんもありますので、許可養殖業者の実件数といたしましては514業者様ということになります。

主要な県におけますウナギ養殖業の許可件数及び池入れ数量を表にお示ししております。許可件数で言いますと、愛知県が最も多いわけでございますけれども、池入れ割当量で見ますと、鹿児島県が最も多いという状況で、静岡、愛知、宮崎、鹿児島、この4県でございまして、合わせましてニホンウナギの割当量のおおむね9割程度を占めるという状況になってございます。

なお、ウナギ養殖業の許可につきましては、平成27年11月1日から、平成28年10月31日までの1年許可になっておりますので、また来漁期の公示の前になりましたら、このウナギ養殖業の公示につきまして諮問をさせていただくことになります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしく願いします。

○千葉特別委員 全釣り協ですけれども、お伺いしたいんですけれども、遊漁規則の中で、

ウナギの採捕を禁止した県というのは、県条例などで禁止した県というのはどの程度あるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 ウナギの採捕というのは、成魚のことでしょうか。

○千葉特別委員 遊漁規則の中ですからいわゆる釣りとかで採捕をすることを禁止した県というのはあるのでしょうか。

○内水面漁業振興室長 遊漁規則は内水面の漁業権を持っておられます組合ごとに定めておりまして、その中で、どれぐらいが禁止になっているかというのはちょっとすみません……

○千葉特別委員 私がお聞きしているのは、県条例で禁止した県はありますかということですか。

○内水面漁業振興室長 ウナギの採捕を完全に禁止している都道府県というのはございません。ただ、私もいろいろ養鰻県を中心に話をさせていただいて、特に親ウナギの下りの時期、大体10月から12月ぐらいになると思いますけれども、特にこういう時期を親ウナギの採捕を差し控えていただきたいということでお願いをいたしまして、そういう形で、自主規制を含めてこの下りウナギの時期の採捕をとり控えていただく、御協力をいただいている県が今現在で9県ございます。北のほうから行きますと青森県、東京都、静岡県、愛知県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、こういったところが御協力をいただいております。

すみません。県条例で禁止した県はなくて、委員会指示でやられているところと、あとは自主的な規制ということでやられているところもございます。

○千葉特別委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

○長元特別委員 鹿児島県から来たんですけれども、鹿児島漁業も大変ウナギの養殖が盛んということで、先ほどからありましたように、今期のシラスウナギですか、稚魚ですけれども、その漁獲の状況をちょっとわかっていたら教えてほしいんですけれども。

○内水面漁業振興室長 水産庁のほうでは、許可をいただいております養鰻業者さんから毎月池入れ量の報告をいただいております。現時点でまとまっておりますのは、平成28年1月末までの状況でございますけれども、池入れとしては大体10トン弱池入れされているということで、ほぼ例年と同程度の池入れ量ということになっております。ただ、この中には、日本国内で採捕したものだけではなくて、輸入されたものも入っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

久賀委員。

○久賀特別委員 教えてください。

養殖の対象種の中で、その他の種のウナギとございますけれども、具体的な魚種がもし

おわかりでしたらお願いします。

○内水面漁業振興室長 これについては、インドネシア等で採捕されますビカーラ種というふうに認識しております。

○久賀特別委員 ありがとうございます。

数年前にシラスが非常に高騰したときに、ニホンウナギ以外の養殖が随分行われたようですので、お伺いさせていただきました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性についてを事務局から御説明よろしく願いいたします。

また、太平洋のクロマグロの検討につきましては、今後も引き続いて当分科会で報告を受けていくやに聞いておりますので、どのような段取りになるのかにつきましても、あわせて事務局から御説明よろしく願いいたします。

○資源管理部参事官 資源管理部参事官の神谷でございます。

太平洋クロマグロにつきましては、2015年から小型魚の半減を実施いたしております。国内的に、その担保に向けた動きがございますが、そこに関しましては、後ほど木島管理課長のほうより説明があります。私のほうは、今年WCPFCにおいて、どのような議論が行われるかという点に絞って説明させていただきます。

お手元の資料8の2ページをおあげください。

今年のWCPFCの北委員会におきましては、ここにございますような4つの観点について議論をして何らかの決定をいたすということが昨年決定されております。国際的に見ますと、今年もクロマグロは非常に厳しい状況が続くと思われまます。

まず、その理由として3つがございます。

1つ目としましては、クロマグロというのは、非常に魚体が大きいということで、保護のシンボルとしてNGOや外国の研究機関がキャンペーンを張りやすいという点がございます。これは、こういった立場の方々からすると、資源が悪いほうが行動しやすいという点がございます。

さらに、太平洋クロマグロを漁獲している国が日本、メキシコ、韓国、台湾と、わずか4カ国でございますので、利害関係者が少ないと、ほかの国というのは、まじめに取り組む必要はなく、どちらかといえば、きれいごとを言っていれば済むというような状況でございます。

さらに、これがWCPFCの関係にも反映しておりまして、現在WCPFCでは、熱帯水域のカツオ、メバチ、キハダの保存管理措置をどうするかというのがかなり主要な議題となっております。ここでも、日本と東欧諸国では激しい対立を繰り返しておるわけなんです。そういった場合に、ほかの国からすると、クロマグロというのは日本いじめの

駆け引き材料として扱われる危険性があると、こういった3つの観点から太平洋クロマグロというのは、日本にとって大事な種でありますけれども、非常に厳しい状況が続くという点がございます。

具体的に申しますと、やはり今の資源は悪いんで、もっと削減すべきであるとか、今の回復目標は不十分であるんで、もっと高い目標に、もっと短期間で回復するようにすべきであり、そのためにもっと漁獲枠を削減すべきだとか、もしWCPFCで何も決まらないのであれば、別の機関で貿易の規制を検討するぞといったような大きな動きがございまして。そういった中で、本当の意味での資源の回復と日本のクロマグロ漁業の維持をどうやって図っていくかと、つまり、国際機関の議論にいかに関与的に対処していくかという観点が非常に大事になってまいります。そういう点から、ここの4つの議題をどう能動的に連携して対処していくかという観点から御説明をさせていただきます。

今年、4つ議論をせねばなりません、まず我々にとって最も大切な話というのは、3番の長期管理方策になろうかと思っております。これは、お手元の資料の5ページをお開きください。

この図の左側の青い実線は、クロマグロの親魚資源量のこれまでの推移でございます。その2012年から赤い線が示してありますが、これは今未成魚半減に伴う回復計画での将来予測でございますが、今、未成魚半減というのは、非常に絶滅に瀕しつつある資源を、緊急的に回復しようというフェーズで言いますとフェーズ1という状態に入っております。国際会議の議論では、ここをさらに回復した後に、さらにこういったレベルまで維持していったらいいかという議論が、昨年と今年始まるわけでございます。そうしますと、当然クロマグロを漁獲していない国からしますと、より高いところに資源を維持すべきだとう議論になります。より高いところにより短い期間に回復させて資源を維持すると、つまりフェーズ2、フェーズ3という段階が非常に高いところになりますと、現在でも未成魚の半減、それを10年間続けられないといけないというのがさらに厳しい措置を実施しないといけない、さらに長期間厳しい措置を実施しないといけないというようなことになります。

そういったものをどのようにして防いでいくかという観点から、現在水産庁は取り組んでおるわけでございますが、まず最も大切な初歩的な点といたしましては、科学的に信頼の足る資源評価を実施するということになります。

これが、お手元の資料の2ページになります。2ページの1-1の太平洋クロマグロの資源評価と、その次のページ1-2になります、今年2月末から3月上旬に、クロマグロの資源評価がISCで行われます。ここの資源評価は、2つのパーツから構成されております。1つは、2014年から過去の資源変動がどうであったかと、そして、今時点の資源量がどのようであるかという評価でございます。

2つ目は、今の資源が、これからどのように変動していくかという将来の予測でございます。こちらは、今の半減措置を継続したらどうなるかという予測に加えまして、WCP

FCで決定されたことをごさいますけれども、小型魚を今の措置から10%削減、あるいは大型魚を10%削減、あるいはその両方を実施したらどうなるかというようなシミュレーションを行うこととなります。

次のページの1-2でございいますが、このように、資源評価を実施していきますと、1-2の上の表になりますけれども、これは2009年から2014年までの間に、資源評価が4回行われておりますが、過去にさかのぼって資源評価を行うために、評価結果は微妙にずれがございします。大きな傾向は変わらないわけですが、評価結果そのものは微妙にずれが生じてくるということになります。

こうなりますと、歴史的な中間値や現存資源量との関係が前回の資源評価よりは変更、科学的に言えば改善された結果が出てまいります。それにあわせて、その時点からいろいろな削減を行った場合にどうなるかという将来予測が行われ、これは全て研究者の範疇になりますけれども、現在の資源状況と今の削減措置との関係から、この措置の継続が十分か、もし不十分であれば、どのようにしたらよろしいかというような提言が科学者のほうからなされると、したがって、その十分か不十分かというような提言がなされると、それが、3月11日までのISCの資源評価で行われます。

次が、緊急ルールでございしますが、長期的な管理目標のところ、より高い目標により短期間というガバの一つの理屈としては、今、資源が悪いのであるから、これ以上減る可能性がないように、早く回復させるべきだというのが一つの論拠となっております。そうしますと、それを逆手にとりまして、これ以上減る可能性というのを除去すればいいのではないかと、そうすれば、少し時間をかけてじっくりとどこに長期的管理目標を置いたらいいかという議論ができるであろうという立場から、日本のほうで緊急ルールを提言した次第です。

今ある回復措置に加えまして、もし加入崩壊なんかが生じた場合には、思い切った措置をとればいいじゃないかという提言となります。

具体的に言いますと、歴史的に経験したことの無い低加入状態が継続した際には、親魚のこれ以上の減少を防ぎ、さらに未成魚から親魚への加入を促進するという両方の観点から、全ての加盟国が相当厳しい措置をとるべきだという提案を行っていく予定としております。

次のページをお開きください。

これが、緊急ルールの概念でございします。上下の青い実線は、それぞれ加入量と親魚資源の変動でございしますが、仮にこれから将来的に赤い線で示しますように、加入が非常に悪い状態が過去に経験したことの無いような状態が続いた場合に、親魚資源の削減を防ぐために思い切った措置をとろうという論法となっております。

具体的なものにつきましては、またこれから順次検討ができ次第皆様方のほうに御報告、相談させていただくことになろうかと思っております。

それから、4番目となりますのが、5ページ目の資料となりますが、漁獲証明制度でございます。

私が、最初のほうで申しましたように、もしWCPFCのほうで十分な措置がとれないのであれば、貿易制限とかそっち側の別の委員会のほうで規制措置をとるぞという動きもあるわけですから、逆にじゃ国際貿易をしっかりとモニターする制度をWCPFCのほうでとっていけばいいだろうと、それは、既に大西洋のクロマグロなんかで採用されている漁獲証明制度というのをWCPFCでも導入していけばいいのではないかという方向で検討を始めることといたしております。

ただ、これの問題点と言いますのは、内外不差別の条件がございますので、輸出入のみならず、漁獲されたものの国内流通もある程度、同様のモニターが求められますので、その部分をいかにして簡素化、代替的なものができるかというのがこれからの検討課題となっております。

以上のような、4方向で、今年のクロマグロのWCPFCの改革に当たっていくこととしております。

国際関係は以上でございます。

○管理課長 それでは、2の我が国における管理の方向性について、若干おさらいになりますが御説明をいたします。

今、参事官からは、話のあったクロマグロの資源状況も非常に悪いということで、昨年各国に割り当てが行われて、特に保護すべき30キロ未満の未成魚に関しましては、我が国については4,007トン、これを超えた場合には、翌年の割り当てから減らしますよという極めて厳しい数値が義務として守らなきゃいけないものが決められたわけでありまして。

こういう枠をどう守っていくのかということで、我が方としては、関係の団体さん、また都道府県にいろいろな協議を行い、どうすればいいのかということで相談しながらやってきたわけですが、こういう漁獲量の上限を定め管理するという場合に、ここでも御審議いただいております漁獲可能量制度というのがございます。これは今まで7つの魚種、今日御審議いただきましたズワイガニとか、スケトウダラとか、スルメイカとか、アジ、サバ、イワシというようなものについて、漁獲可能量制度に基づきまして数量を定め、管理を行っているわけですが、これとまずクロマグロ何が違うのかねというのが私どもとしては考えていかねばなりません。

まず一つには、非常に典型的な浮き魚でございますので、1のところに書いてございますように、漁獲の状況が大きく年によって変わります。ところが、漁獲可能制度につきましては、来遊状況、資源の状況が変わったということで年の途中で、もしくは1年ごとに漁獲可能量、つまり我が国上限量をみずからの意思で変更することができますが、クロマグロに関しましてはWCPFCで決められた数字を守るということですから、資源の状況が変わったとしても、日本が独自に変更することができないということが非常に大きな課題でござ

ざいます。また、4,007トン、先ほど申しましたように、越えれば来年から減るということですので、ここは例えばイカでもございましたが、定置漁業に関しましては非常に管理が困難である、数量管理が難しい、目的採捕じゃないということで、今、若干で配分をしております。また、極めて零細な漁業者についても、基本的には若干で配分をし、管理を行っていただいております。4,007トンという数字が国に対して割り当てられているものですから、こういう定置なり、極めて零細な漁業者に対しても、1トン単位の管理が必要になってくる。ここがほかの7魚種漁獲可能量の対象魚種とは大きく異なっていると思っております。こういう厳しい中で、マグロの管理をどうするのかというのが大きな課題であるわけでございます。

先ほど申しましたように、年によって、また地域によって、特に定置漁業については、漁獲の状況、来魚状況が大きく変わってくるものですから、まず県配分が難しい場合がございます。特定の県に何トンと割り振ってもなかなか難しい、このようないリスクをまず回避するために、少しでも緩和するためにブロックで割っていきこうというのが今のやり方でございます。具体的には、6つのブロックに分けて管理を行うというやり方をしております。

さらに、8ページ目をごらんいただきたいんですけども、6つのブロックだけでも足りないよというような場合もございます。今年も太平洋の北部で割当量を若干超えたというようなことが残念ながら生じております。一方で、余りとれてないという地域もございます。このような地域間の格差を少しでも緩和するために、ブロック間で合わせてもう少し大ブロックをつくったらどうだろうか。また、全国で1つか2つに定置のような管理の難しいものについては、共同管理ができないだろうか、こういうことも今後検討していかなくちゃいけないわけでございます。

また、さらに、今年はクロマグロ型TACということで銘打っておりますけれども、TAC制度というのは、数量を決めるだけではなくて、その数量をどう守るのかと、計画に基づいて管理をするというのがみそでございます。今回も、ブロック、さらに県に割るということを考えておるわけでありますが、この管理について、例えば3カ月ごと、もしくは4カ月ごとに何トンというふうな目標とする数量を定めて、その枠の中でどういうふうな管理ができるのか、一つには網起こしの期間を変えていくとか、さらには、網を上げるとか、いろいろなことが考えられるわけですけども、こういうことを計画をつくってしっかりと管理していきこうと、これがクロマグロ型の数量管理の基本になるというように思っているわけでございます。

また、最終的には、数量の調整と、融通ということも考えていかなければいけないわけでありまして、そこは一つには数量が超えると、どうしてもほかのところに迷惑がかかるということから、できるだけ枠の中でおさめていく、またブロックで管理をしていくというところで整理をしていきたいというふうに思っているわけでございます。

まだまだ、クロマグロの管理というのは昨年始まったばかりでございますので、今後、こういう計画をつくり、具体的にそれに基づく管理を行う中で、課題が当然出てくると思っています。その課題を整理しながら、どういうことであれば管理がうまくできるのか、どうすればできるだけ、特に定置の場合にはサケですとか、ブリですとか、定置の経営の根幹を支える魚種も多々ございます。このような魚種の時期に漁獲に影響が出ることのないように、そこは現場現場が工夫をしながらやっていかなきゃいけない、これについても県庁、または漁業団体、いろいろなところと相談しあいながら、より現実的なものをつくっていききたいというように思っているところであります。

最後に、今後のスケジュールなんですけれども、10ページ目をごらんいただきたいと思っております。

本日、資源管理分科会、この場でクロマグロの国際情勢、また国内のクロマグロの管理の仕方について御説明をさせていただきました。今後、3月に資源評価の科学委員会が開かれ、その後、いろいろな状況を広域漁業調整委員会なり、また、この資源管理分科会も4月、また5月に予定させていただいておりますが、このような場でさまざまな御意見をいただきながら、具体的な県の計画、また基本計画の素案というものについて説明をさせていただきたいと思っております。ただ、ここで一つお断りしておきますが、この基本計画なり、都道府県計画というのは、資源管理法に基づくものではございません。これはあくまでも漁獲可能量制度というのは、資源管理法の政令に魚種を指定し、いろいろな措置を法的な担保措置も含めて総合的に管理する仕方でございますけれども、ここはあくまでも、まず試行ということで、例えば、クロマグロを管理する場合どういうふうな計画になるのか、どういうふうにすればその数量が管理できるのかということを試みとしてやっていくということでありますので、そこについては、誤解のないようお願いしたいと思っております。さらに、全国会議なり、またWCPFCの委員会なり、こういうふうな場で、我が国の主張すべきことはしっかり主張し、それに基づいて国内の措置も対応していくということになろうかと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などをよろしく願いたします。

○東村委員 東村でございます。幾つか質問がございます。

まず、中座していたので聞き漏らしたら申しわけないんですが、この太平洋のクロマグロに関しては、漁獲をしている国が4カ国であり、例えば米国なんかは、直接的な利害関係がほとんどなく、例えば回復今も厳しい……資料8の5ページのフェーズ1、達成されました後、より厳しい管理措置を設けるほうが望ましいとおっしゃったのか、ちょっと聞き漏らしましたけれども、要するにどんどんどん厳しく目標値をレベルアップしてい

くほうがいいような方向の意見を持つだろうというお話であったかと思えます。その根拠というのですか、例えば、クジラのように、クジラのようにと余り言わないほうがいいかもしれませんが、ただただ環境のシンボルだから、でも魚はいっぱい海にいたほうが望ましいからとかいう、結構経済的ではないようなことが理由であるのか、それとも、別に何らかの経済的なインセンティブがあるのかという点でございます。それによって、ちょっと再考する方策も変わってくるのかなという話。

2番目は、国内の管理措置なんですけど、どうしても定置というのがTAC管理に、本来は、多分なじまないんだろうなと、本当はなじまないんだろうと思えますし、私、資源管理のあり方検討会に出ていたときも、定置網の漁業者さんがもう1回入ってしまったマグロが、もう全部逃がすか、とるかしかないですとおっしゃいました。けれども、例えばこんないろいろな技術が発達していれば、マグロだけ逃がせないのかという、そういう技術の開発の方向というのは、例えばあり得るのか、それができたら物すごくマグロ管理に関しては楽になるかと思えます。

私も、福井で聞いていますと、やっぱりそんなに小さいマグロと大きいマグロを比べれば、当然小さいマグロはすごく安いんだけど、ほかの魚よりは高いので、入ったら欲しいという意見は聞かれるんですが、やはり長い目で見たら、そこは我慢して、大きいマグロに、一匹のマグロが価値が何十倍にもなるわけですから、定置網のほうを何とか抑える方向のほうが経済的に全体で見たら望ましいのかなと、配分で見たらちょっと考えなきゃいけないことあるかと思えます。この時点、一つは、アメリカ等々、余り太平洋クロマグロの漁獲の少ない国にとって高いレベルの目標の設定が望ましい、その背景は何なのかということと、もう一つ定置網は何とかならないのかという点です。すみません、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、最初の管理目標の件については、神谷参事官。

○資源管理部参事官 お答えいたします。

アメリカは、国内法、正式な根拠というのはちょっと私は存じておりませんが、国内の規則で、一般的に回復目標というのを食資源の20%にすべきだという協議的なものがございまして、そこは資源のよしあしとか、魚種とかには関係せずに、特に全部一般的にそういうふうにするべきだというようなことを主張しております。ただ、それが実質アメリカの国内の全ての魚種に適用しているのとなれば、いろいろな利害関係のあるところではいろいろ適用除外的なものを決めてはおりますけれども、少なくとも、太平洋クロマグロということに関しましては、アメリカは年間平均で100トンぐらい混獲しているだけですので、直接の大きな利害関係がございませぬ。むしろ、環境保護的な圧力が強いということから、初期資源の20%というのをずっと主張しているということになります。

それがどのようなものかと申しますと、参考資料の3の7ページになります。これは、赤く塗った部分が観測された、推計された実際の親魚資源量でありまして、上のほうの点

線部分が、それから基づいて計算された漁業がないと仮定した場合の親魚量となります。ですから、漁業がないと仮定した場合の親魚の20%というのは、その中間にある青い点線となりまして、これを見ておわかりのように、この60年間一度も達成されたことのない数値ということになります。ですから、我々としては、このような数値にならないように、最善の努力を果しているところでございます。

○山川分科会長 では、定置網漁につきまして。

○管理課長 今、東村委員の御発言、そのとおりだと思っております。定置に関しましては、やはり向こうから入ってきてしまうというようなことからどういうふうに管理するのか、特に今回は、非常に数量が少ない管理である。こういう中で、急激に網に入ってきてしまうこともございます。このような定置についてどう管理するのかというのが、一番大きな課題であると思っております。ただ一方で、定置はしょうがないんだからとってしましますということになりますと、ほかの、例えば、はえ縄漁業なり、引き縄漁業なり、ほかの漁業者の分が結果として漁獲量が減るというようなことにもなって、4,007トンという枠がございますので。

この枠をどう守っていくのか、まず1つには、先ほど申しましたように、網起こしの期間を変えることができないのか、特にサケとか、ブリとか、定置の主要魚種が入ってくる時期はなかなかそういうことが難しいわけでありましてけれども、マグロが入ってくる時期にマグロをできるだけ抑制するようなことができないのか。また、網の口にスリットを設けて、できるだけマグロが入ってこないような工夫ができないのかとか、さらには、キンコ網の部分をあけるとか、網を上げるとかいうところまでも考えて、今回は計画をつくっていただきたいというように思っているわけでありまして。いずれにしても、定置の部分がマグロ管理の鍵を握っているわけでありまして、我が方とすると、定置の漁業者さん、またはどういうことができるのかということについて、真摯に向き合いながら、相談を受けながら進めていきたいというように思っております。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

平田委員。

○平田特別委員 今の話で、定置網等については、管理が非常に大変だというのは、私も実感しております。私、まき網にずっと担当しているんですけども、平成元年ごろから日本海にクロマグロの操業をしている中で、やはりまき網については、2011年から、WC P F Cの決定、水産庁さんの御指導、調整等に対して、非常に真摯に受けとめて、独自の規制をやったり等、実施してきているのが現状でございます。

そういう中であっても、先ほどからありますいろいろな法人さん等非難を浴びたり、そういう形の中で、事業を行ってきているのがあるんですけども、ここで要望というんですか、要求なんですけれども、漁業者の実態としては、約10年ほど前から、日本海のクロ

マグロは増加してきているという実感として持っているんです。そういう中で、我々としては、一番問題は、資源量と加入量の問題、これをいろいろ工夫があると思うんですけども、旧態依然とした加入量の調査方法、評価方法ではなくて、これはまき網の操業実態と漁獲量を交えたそれを十分生かせるような評価方法を早く確立していただくのが、加入量としては適切じゃないかなというふうに思っているところでございます。今後についても、予算措置がとられたと聞いておりますけれども、やっぱり積極的に実施していただきたいというふうに願うところでございます。

○山川分科会長 よろしいですか。

お願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

今の平田委員のおっしゃった点につきまして、平成28年度予算要求の中で、まさにその点につきまして、いろいろ対応しようと思っております、1つは、親の資源量をより正確に把握するために、クロスキンアナラシス、要は親子関係を調べることによって、親と子供をサンプリングして、遺伝子を調べると、その中で親子の対がわかるんですけども、その親子が出る割合を見ることによって、全体の親魚の資源量を直接推定できる方法というのが最近いろいろなところで使われてきておまして、これはミナミマグロ保存委員会なんかでも既に使われているんですけども、それを太平洋クロマグロにも採用して、より直接的に、親の量を把握しようと考えております。

もう一つは、加入量は今まで引き縄の調査でやっておったんですけども、引き縄でかかるよりも更に小さい魚について新たに調査を行って、その部分の初期の加入量を把握するのを28年度から始めようと考えております。

もう一つは、まき網のデータは、今まで、資源評価の中ではなかなか取り入れるのは難しかったんですけども、まき網のデータもより積極的に取り入れて資源評価に役立ていこうと、そういうことを28年度から開始する予定でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ではよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 実際に、去年の加入と、その前の年の加入で、自分なんか浜にいた感覚だと、一昨年の方が加入が悪い感覚があって、去年の方が加入がいい感覚があるんですけども、実際にはどんな感じだったかというのがわかるんですか。

○山川分科会長 神谷参事官。

○資源管理部参事官 正確な加入量というのは、ISCの資源評価結果を待たねばなりませんけれども、引き側モニタリング調査とかによりますと、2014年の加入が非常に悪く、2015年の加入というのはそれよりよかったというのが、大体研究者の共通した認識だろう

と思います。

○嘉山委員 それで、9ページの太平洋北部海域の漁獲上限346トンよりもとれているんです、460トンと超えているんですけれども、これが、この魚に関して、結構な割合で2014年生まれが多いんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、最終的に、年齢分けとかしています。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理部参事官 感覚的に言いますと、ここでとれているのが大体2013年生まれだろうと思われまます。2013年の加入が非常によかったというところがございませす。

○嘉山委員 ということは30キロぐらいありますけれども。

○資源管理部参事官 大体2歳魚前後。

それはその経験を踏まえますと、水産庁のほうで、毎年加入量速報とかいうのを出しておるわけなんですけれども、それを受けることによって、大体自分がとれる自分のところでとれる魚が、1歳魚なのか2歳魚なのかというのはわかると思いますので、そういうのから将来的な方向性というのは、ある程度わかっていくんだらうと思います。

それをさらに発展させて、より正確に加入量を把握すれば、それから適正な漁獲量の試算ができるだらうというようなところまで我々持っていきたいと考えておりまして、それが……すみませす、ちょっと私のほうで話してですけれども、お手元の資料の4ページの漁獲管理ルールのところの、加入量が大きく変動する特性を踏まえ、加入水準に応じた柔軟性のあるルールの提案を検討というところにつなげていくこととしております。

○嘉山委員 あとは、太平洋北部の、現在操業自肅要請ということになっているんで、実際には、今、操業は自肅されているんですか。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の藤田でございませす。

操業自肅要請は、現在も継続しておりますけれども、現実問題といたしましては、太平洋北部のブロックは主漁期でないということで、採捕がほとんど進んでいないと、そういう状況でございませす。

○嘉山委員 サケの定置と一緒に入ることなんで、もうサケの定置の漁期が終わっているんで、同時にクロマグロの漁期も終わったような感じ気になるんですけれども。

○沿岸・遊漁室長 今、おっしゃいましたのは、宮城県とか、岩手県の話でございませす。太平洋北部につきまして、非常に漁獲がよかったのは、去年は北海道のブリ定置、たまたま10月まで非常に漁獲が良好でございませす、それに混じって非常に大量に、1日に何十トンも入ったということで漁獲が進んだということでございませすので、そういうことを反省いたしまして、今年うまくブレーキをかけることについて、御検討をお願いしているという状況でございませす。

○嘉山委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 もう一度すみません。ちょっとまた教えていただきたいことがあります。

私の質問に回答していただいた例の漁獲がないと仮定した場合の親魚量の20%というのは、何と云うか、例えば20%という、特に根拠はないかと思うのですね。漁獲がないと仮定した場合の数値というのも実は計算式によっていろいろ出るものだというふうに理解しています。だけれども、資源は早く回復したほうがいいんだとか、危ない資源は守らなければいけないんだということ自体は、言葉自体は、とても耳障りがいいので、結構みんな納得すると思うんです。ですから、そこで、なぜに日本の考える漁獲措置が極めてリーズナブルであるかということをごひび主張していただきたいなということと、もちろん回答でいただいたことですから、その裏にある緊急措置です。というのはかなり機動的に動けるようなものでなければならぬとなると、本当に操業自粛要請が出てしまうような状況で、きちんと操業自粛要請が守られるようなことが将来的には太平洋クロマグロを日本が、関係諸国が利用していく方法なんだということ、関係者の方も操業自粛要請が出たら、やっぱり嫌だとは思いますが、そこは守っていただけるようないまい説明を私は自分でこういうふうにしたらいんですかというのはできませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。ありがとうございます。

○資源管理部参事官 B₀20%の根拠ですけれども、北門先生とかがもし間違っていればと指摘していただきたいんですけれども、これまで経験的にほかの魚種でB₀20%というのが大体MSYの近似値であろうということが知られておりますので、クロマグロについてもそれが本当かどうかというのは別にして、準用するということだと理解しております。

○山川分科会長 この件につきましては、また国際的な場で御議論いただくことかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、先ほど今後のスケジュールのところでも事務局から御説明ありましたけれども、太平洋クロマグロの資源管理全般について、幅広く御意見をお聞きしながら進めたいという旨の御説明がありました。本日、早速ではございますけれども、この分科会におきまして、参考意見の聴取を行いたいと思ひますけれども、そのことについて何か御意見ありますでしょうか。

では、早速ですけれども、参考意見の聴取ということで始めたいと思ひます。

では、本日は水産資源や資源解析に造詣の深い研究者お二人の方にお越しいただいておりますので、それぞれのお立場から太平洋クロマグロの資源管理全般について御意見を伺いたいと思ひます。

まず初めに、鳥取県水産試験場長をされておりました増田伸哉様より、よろしくお願ひいたします。

○増田参考人 増田です。よろしくお願ひします。

まずお断りしておきたいのですが、私は現役の研究者ではございません。もう現役を退きまして、かなりの年数がたちますので、なかなか資源評価や現在のデータを使つての資源解析というようなところのコメントはできません。ただ、私は、日本海の中で大中型まき網によって漁獲されるクロマグロにつきまして、しばらくの間、お付き合いをさせていただいておりますので、まずその日本海のクロマグロというところの視点でお話をさせていただきたいというのと、今日配りました資料につきましては、皆さんもこれまで資源量だとか、資源評価の細かい数字、食傷気味だと思われまますので、少し変わった資料を持ってまいりました。過去のクロマグロの歴史、それから我々山陰の人とのかかわりというところについて、少しお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、スライドの1枚目ですけれども、これは有名なマイワシの資源の長期の変動でございます。御存じだと思いますけれども、随分長い間、人間の漁獲圧が直接資源に影響を与えている以前の頃から大きく変動しているというところでございます。

あまり知られておりませんが、クロマグロにつきましても、国内外で長期変動が確認されているというのを示したのが、2枚目のスライドでございます。

これにつきましては、上段の方は古文書による日本近辺の豊凶の変動を、下の方は地中海の定置網のクロマグロの変動につきまして表したものであり、大体50年から100年ぐらい前から資源の変動が起こっていたというところでございます。

スライドの3枚目ですけれども、我が国では、20世紀において2回のクロマグロの豊漁期が知られております。まず第1回目の豊漁期は、1935年、昭和10年前後でございます。これは、鳥取県と島根県の統計の資料から引っ張ってきたものでございます。このときの漁獲量については、どの程度正確なのかというところの精査を今後していかないとはいけませんけれども、鳥取県では、ピークのときは900トンを超え、島根県では1,500トン漁獲されておまして、これは現在、大中型まき網が漁獲している平均漁獲量よりもはるかに多いということでございますし、当時の鳥取県、島根県の漁法は、定置網あるいは地曳き網でございました。特に、鳥取県では、漁獲の大半は地曳き網、非動力の漁船で網を引っ張っていく地曳き網で獲られているというところを注目していただきたいと思ひます。

それを示すスライドが4枚目のスライドでございます。これは鳥取市の近傍での操業風景だと思いますけれども、地曳き網で大きな、人間と比べていただくとおわかりになるかと思ひますけれども、100キロを超えるようなマグロが漁獲されています。

その次のスライドは、これは鳥取県西部の弓ヶ浜半島、向こうに見えますのが島根半島でございますけれども、そこのごく沿岸で行われた漁法の風景でございます。ここで注目していただきたいのは、なぜ産卵親魚がごく沿岸まで来て、どうして非動力船で大群をまいて漁獲しているかという点について、改めて考えてみておく必要があるのではないかと思ひます。

その次のスライドが、当時の新聞記事でございます。ここで注目していただきたいのは、

「五十年振りで沿岸に押し寄せたマグロ」というような見出しもございますけれども、少なくとも、昭和7年の時点ですけれども、それよりも50年前にも大きな大群が沿岸のほうに押し寄せたというような記録があったから、このような見出しが出てきたのではないかというふうに思っておりますし、この時代は全国各地でこのような記録がされております。

もう少しさかのぼって、次のスライドですけれども、これは鳥取県の青谷町にある弥生時代の上寺地遺跡という遺跡でございますが、ここには、クロマグロの脊椎骨であるとか、そのクロマグロを漁獲した大きな針が出土しておりますし、さらにもう少しさかのぼりますと、これは飛鳥時代の出雲地方の情報誌、出雲風土記でございますけれども、島根県とか美保湾のごく沿岸のほうの村の名産品の中で、マグロというものが取り上げられております。

次のスライドは、日本海の中で、マグロの産卵場がいつ形成されたかというような議論が色々あったかと思っておりますけれども、これは、昭和10年に発行された水産研究史という雑誌の中に投稿されました論文でございます。これは抜粋ですけれども、この研究者は、既に日本海の中には幼魚から成魚まで普通に分布してしまっていて、ここで獲られるマグロというのは生殖腺が発達して、日本海の中でマグロは産卵して、生育しているというように結論づけております。

次のスライドは、これは現在の日本海における大中型まき網の水揚げの状況を示したものでございます。

ここで、先にちょっと定置網のところで申し忘れたのですけれども、戦前の漁獲量を見ると、当時の漁獲努力量は小さかったにもかかわらず、漁獲量が短期間で減少し漁期が長期間維持されていません。一方現在では、大中型まき網にマグロの漁獲については、昭和57年から日本海では本格化しまして、既に34年も漁獲が続いており、戦前の投入漁獲量に比べるとはるかに多いのですけれども、漁期が長期にわたって形成されているというのが特徴かと思っております。

次のスライドが、日本海でまき網が開始されました直後の漁場でございます。小さくて見づらく申し訳ありませんが、この当時は、隠岐島より西部で漁場が中心的に形成されております。

次のスライドですけれども、これは、少し古いのですが近年のクロマグロの漁場の位置を示したものでございまして、能登半島以北のほうにも形成されまして、漁場が北に移動している傾向がうかがえております。

その下は、境港に水揚げされましたマグロの体長組成の系年変化を示しております。これを見てお分かりかと思っておりますが、ざっと言いますと、大中型まき網は、日本海の大体3歳魚の卓越年級のを古くは4年から6年かけて利用しておりました。ところが、近年、特に2004年以降につきましては、その期間が減少しておりまして、さらに現在はその傾向が強まっているように思っております。

最後のグラフでございますけれども、これにつきましては、水産庁のほうでまとめた親魚量の変化と日本海の大中型クロマグロの水揚げ量を重ねたものでございます。1982年、昭和57年でございますけれども、日本海での大中型まき網での漁獲が実施されました。これの因果関係というのは、よくわからないのですけれども、親の資源量は大中型まき網で捕獲されて以降も増加しています。1990年の後半になりますと、対馬暖流系のマイワシ資源が減少しその影響で、日本海での大中型まき網の着業統数が大幅減少しまして、単純に言いますと、投入漁獲量も減少しているのですけれども、親魚量も減っているという状況でございますし、一方その下のグラフを見ていただきますと、親魚量が減少している中で、日本海の大中型のまき網というのは漁獲量が増大をしているというような傾向がございます。これをどういうふうにとらえるのかということも早急に解明していただきたいと思っております。

それで、何が言いたいかということでございますけれども、今、マグロの資源というのが減少しているというのは、漁業の観点で、議論されているというところが多いかと思っておりますけれども、果たして気候変動の影響というものは本当にはないのだろうか、というところがございます。クロマグロに与える人為的影響と環境影響の強さについて、きちんと検証していくということが必要になってくるのではないかと思っておりますし、クロマグロの歴史を通してみますと、環境や生態的な条件によって戦前にも漁獲されていますし、日本人は、縄文、弥生時代から、食料資源として利用してきたというところで、特に、日本海では、産卵親魚を古代から現代まで普通に利用しているというところがございます。

クロマグロの資源の問題も比較的短期の情報で現在論じられておりますけれども、やはり歴史を認識して、理解して論じるということが大切だと思いますし、クロマグロの漁獲の歴史の伝承も今後は必要になってくるのではないかと思っております。

日本海での大中型まき網クロマグロにかかわった人間といたしましては、大中型のまき網は、結構透明度の高い漁業ではないかと思っております。

御説明するのを忘れておりましたけれども、先ほどの体長組成図の中に、図中の数量、右上の体長変化のところのグラフでございますけれども、これは、水揚げ実数、そして市場で体長、体重が測定された数字でございます。多い年は、2万尾近くの体長、体重のデータセットがそろっておりますし、これに加えて、大中型まき網につきましては、漁期が開始されたとき当時から漁獲の情報、それから生殖の状況だとか、体重、体長のデータセットがそろっておりますが、沿岸漁業につきましては、まだ十分ではないということで、引き続きこのデータセットを、沿岸のほうでも精力的に集めていただきたいなと思っております。それから、せっかくこのようなデータがある中で、資源解析を行う上で十分なファクターである資源量指数等々に、まき網のデータが利用されてきませんでした。先ほどお答えがあったかと思っておりますけれども、やはり今後は、まき網のデータ等も積極的に活用していただきたいなというふうに思っております。

日本海のクロマグロの立場が、まだまだ不明瞭で科学的に解明されていない部分があるかと思しますので、先ほど言われたもののほかに、日本海の再生産がクロマグロの資源全体の影響に及ぼすことも含めまして、ぜひ早急に解明をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、本席に私が呼び出されました意義でございますけれども、なぜ現役の水産試験場から研究者が招かれなかったかというところでございます。クロマグロの資源問題は、中央ではいろいろ議論されていまして、重要な案件であると思っております。ただ、逆の見方をしますと、地方自治体は、本当にクロマグロ資源を重要な資源として認識すべきであろうということでございます。これは、ちょっと極端な例でございますけれども、クロマグロというのは、地元にとどまることなく非常に広範囲を移動するということで、地先、地先で、その生活史の一時期を過ごすものを漁獲しておりますので、なかなか研究しづらいという面はございますけれども、クロマグロの資源全体を見渡して、意見を述べる研究者というものを自治体も育てていく必要があるのではないかと思いますし、今後は、やはり地方でも、クロマグロ資源を総合的に考えて研究者を育てるという人材育成が非常に大切になってくると思っておりますので、やはり人材育成の部分については、国レベルでしっかり地方の研究者をフォローアップしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、東京海洋大学大学院准准授の北門利英様よりよろしくお願いたします。

○北門参考人 御紹介ありがとうございます。東京海洋大学の北門と申します。

私、水産資源解析および資源管理を専門としており、クジラやマグロ類等の国際資源にかかわることが多く、特に今回の案件であります太平洋クロマグロにつきましても、2012年の資源評価の会議から参加させていただいております。そういう意味では、昨今の太平洋クロマグロにかかわる話題につきましても、特に注視をしているところでもあります。

太平洋クロマグロとよく比較される対象としまして大西洋クロマグロ、それからミナミマグロの2種があると思っております。大西洋クロマグロに関しましては、東西各種漁業関係国も多いということで、太平洋クロマグロと随分違ったコントラストがあり、またミナミマグロに関しましては生息海域区域が狭く比較的管理がしやすいということで、マグロ類の管理の中でも成功例の一つとしてよく取り上げられると思っております。

さて太平洋クロマグロですけれども、この2種と違う点としまして、単一系群として扱える一方で、広い範囲の海域に生息しており、かつ高度回遊性であり、さらに漁業も多種多様であるということで、資源評価比較的難しい部類に入のではないかと思います。太平洋クロマグロの資源解析というのは、実は国際資源でよく使われている統合型モデルとよばれる水産資源解析の中でも最先端の資源評価方法を使っています。この方法を利用す

るためには、生物学的、生態学的な情報がかなり必要になってきまして、それに加えて漁業データ、漁獲データ、それからCPU E等の資源動向を占う情報の高精度化が要求されるという状況になっています。

2012年の会議から参画しておると申し上げましたけれども、そのときはデータの扱いに加えて、どうやって資源評価するのかと、すなわち最先端のモデルを使うにしても使い方の議論でかなりもめまして、それでも一定のレベルの解析の下で結果が出てきたというところでした。今回の2016年の評価につきましても、当方も来週から参加しますけれども、個人的な印象も含めて申し上げますと、資源評価のデータとして資源動を表すCPU E、それから体長組成を使うのですが、それぞれデータのフィッティングは前回と比較してかなり向上してきており、そのようなモデルの基での資源評価という意味では、かなり評価の精度も上がってきているのではないかと思います。

それから、浮魚の特徴としまして、加入等の不確実性が大きい点も挙げられますが、それに伴う不確実性の評価自身はかなり向上してしまっていて、そういう資源評価プラス不確実性の評価という客観的推測という点でもかなり向上したんじゃないかと思います。

その背景としましては、データの収集、かつ先ほど人材育成という話もありましたが、国際水研が中心となって、各県の漁業機関、それから水産試験場、そして大学等も参画しまして資源評価をしているわけですが、そういうチームワークと資源評価する、資源管理のシミュレーション等をするためのチームワーク、チーム力というのがかなり上がってきているのではないかなと、そのように評価しています。

今日、神谷参事官のほうから御説明がありました資料について、2点ほど私見を述べさせていただきますと、既に太平洋クロマグロに関しましては、小型魚も大型漁獲量の大型削減ということで、資源管理の措置を講じているわけですが、さらに今後2016年の太平洋クロマグロ資源評価の結果をもちろんベースにして今後さらに将来予測等の実施がされることになっておりますが、もちろん現行の措置の維持の継続というのをもう一つの手段だと思いますけれども、さらに仮に必要ながあればということですが、小型魚プラス大型魚の捕獲量を削減というシミュレーションをするというふうなことで進められていますので、これにつきましては現行の小型魚の半減というのは魚が小さいうちに獲るのはやめよう産卵するぐらい大きくなってからとりましょうという、そういう意味での成長乱獲を避けるための手段でありますけれども、小型魚の削減だけでなく大型魚の削減も同時にすることによって産卵資源量の乱獲も防ぐと、そういう意味では非常にバランスのとれた管理が今後できるんじゃないかというふうに思います。今回の資源評価会議の結果を得て、シミュレーション等でこれから検討されるということですので、その辺楽しみに注視していきたいなというふうに思っています。

それから、もう1点、緊急ルールについてのお話がありました。この緊急ルール、加入がよくなれば例えば現状のT A Cをさらに修正するというのも必要な措置として考えら

れると思います。その加入量というのは特に浮魚の場合重要というのは当然なのですが、加入量の動向を見て漁獲アップを決めるといのはミナミマグロでも検討されていますし、私のほうでも、クジラの資源を扱うことが多いんですけどもクジラもRMPという管理手法が確立されていますけれども、加入等が悪くなったらその分現状の捕獲数を少し修正するとか、というような加入動向あるいは環境動向を見て、現状のTACを修正するというようなことも実は検討されつつあります。その場合、逆に加入が悪くなることばかりを考えるわけじゃなくて、仮に加入がよくなった場合のごほうびも必要じゃないかと、そういう意味では、加入がよくなってすぐに漁獲枠を上げるというわけじゃなくて、多少のラグは必要だと思います。御提案の緊急ルールは仮に下げるほうばかりじゃなくて、TACを上げるという意味でもうまく働いてくれるような形になればと思います。こういう緊急ルールというのは、実は今国際的な資源管理、あるいは国内そうなのですが、資源管理の枠組みとして、資源管理方策、評価法というもとで、シミュレーションを通して、どういうとり方が目標達成に最も近道なのかということ議論するフレームワークがあるんですけども、現行のとり方に加えて、緊急ルール、下げるだけじゃなくて上げるほうの緊急も含めて検討する、そういうシミュレーションが今年の資源評価会議の結果を得て議論されることを個人的には望みたいと思います。

まとめと言いますか、幾つか私見を述べただけではございますが、太平洋クロマグロの今年の資源評価の結果というのは、シナリオに応じて以前とは結果が多少変わるとは思うんですけども、現状のデータからは傾向等はそれほど大きくは変わり得ないと思いますので、それらを基に将来の目標を達成するような資源管理のあり方について議論を進めていただければというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのお二人の御意見に対しまして何か御質問等ありましたらよろしく願います。

参考人への御質問以外にも全体的な御意見などありましたら御発言いただきたいと思

います。

お願いします。

○柳内委員 柳内でございます。

今の参考人のお話の終盤で環境変動の反映みたいなものが資源評価等であるというお話ありましたけれども、現行の、今日もいろいろスケトウダラとかスルメイカとかの資源の評価、TACのあり方も議論あったんですが、今の日本のTAC魚種で環境変動の反映というのは、ちょっと私が勉強不足だったら恐縮なんですけど、されている余地があるか、そういったのはどういう状況なんでしょうか。

○山川分科会長 願います。

○北門参考人 私が知る範囲ですけれども、水産庁の方にお答えしていただいたほうがいいのかもしれませんが、クロマグロにつきましては、資源評価で環境変動を取り入れているというよりもむしろ将来予測のシミュレーションのところで、加入のいいフェーズ、悪いフェーズ、普通のフェーズというのがあります、シミュレーションする際に、将来の加入の不確実性をどこからとってくるかと、あるいはそういうときに、環境状態のいい、悪い、普通の状態等からサンプリングをしてくるというようなことをやっていて、資源評価の中で取り入れてというよりも、むしろ将来予測のところを取り入れている部分というのが多いのではないかというふうに思います。

資源評価のほうですけれども、加入関係、ところで親子関係で環境変動等をされているところが、もし具体的な種としたら、山川先生もし覚えていらっしゃるれば挙げていただきたいですけれども。

○山川分科会長 TAC対象種につきましては、親子関係という再生産関係を明示的に求めて、それを期待値の周りにある程度のバラつきをもたせてというような、そういうやり方ではないですけれども、再生産成功率、それが将来もしこういうふうに変動したらどうなるであろうかという、そういうシミュレーションは将来予測としてやっておりますので、そういった点では、ある程度クロマグロなんかとも近いような、そういったやり方をやっているんじゃないかなというふうに思います。

○柳内委員 我々はまき網でもイワシ、サバだったり、とっているもんですけれども、ちょっと近年の水温のあり方とか、我々の経験を超えてくる場面が増えているような気もしている、若人だけが将来をどう予測できるかというのが影響力はちょっと変わってきているのかななんて不安もあるもんですから、その辺の経験も引き続き進めていただければと思います。

○山川分科会長 はいよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 先ほどのスケトウのときにもちょっと御説明しましたけれども、メインの資源評価とは別に、資源変動要因分析事業というのを並行してやっています、それで、個別具体的な魚種について説明するのはちょっと資料がないので無理なんですけれども、端的に言うと、水温とか、あと潮流とか、餌環境とか、そういうものが将来の加入にどういうふうな影響を与えるかという分析をやって、例えば、さっき申し上げたのは、スケトウダラの日本海系群であれば、産卵場の温度がこういうときであって、かつ流れがこういうときは加入がいいだろうと。今の状況はこうだから、これは加入がいい状況にならないから将来予測にはそれを役立てるとか、そういう形で魚種ごとにいろいろ環境要因と加入の関係を分析して、わかったところについては、資源評価の中に組み込んでいくということをやってきております。それで、この事業は一応27年度終わりなんですけれども、来年以降もまた引き続きそういう分析をやっていくつもりでございますので、なるべく環境条件が資源の変動に与える影響というのを解明できるように努力は続けていきたいと思って

おります。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、先ほどからも環境変動に対する御意見等ありましたけれども、増田様からも長期的に見た場合に、もともと大きく変動している資源なんじゃないかと、そういう御指摘もありました。歴史的な視点から物事を論じていくべきだというような、そういう御意見もありました。一方で、国際的な資源評価の場では、もし漁獲がなかったとしたら、どれくらいもともと資源があったであろうかという B_0 の話が先ほどあって、その20%というような、そういう基準で議論が進みつつあるというような、そういう話があったわけです。以上のような長期的な変動の議論と、 B_0 の議論、そういったところをどういうふうにくまなく折り合いをつけていくのかというようなことが大事なところではないかなと、私は資源管理分科会長という立場ではなくて、資源研究者個人としての意見ということなんですけれども、重要になるんじゃないかなというふうにも思います。

北門先生からは、資源評価の現状について御紹介ありました。資源評価の精度もかなり最新のもの、やり方を使って、精度も向上してきているとのことですし、不確実性の評価がちゃんも行われるようになってきているということですので、その辺は国際的な研究者の集まりの中で、きちんと評価がなされていくということを期待していきたいと思います。

あと、国内的には、そういう国際的な場で議論されてきたことをいかにきちんと履行しながら責任ある行動をとっていくのかというようなことが求められるんだろうと思います。そういう視点からも、むしろ国際的な議論を日本としてリードしていただいて、何か変な方向に議論が向いていかないように水産庁の方々はよろしく頑張っていたいただければというふうに思います。

今回は、太平洋のクロマグロの議論なんですけれども、例えばほかの大西洋のクロマグロなんか見ますと、今もう資源はV字回復しているわけです。それもたまたま上昇局面に当たったんじゃないかというような、そういう議論もあったりするわけですけれども、しかし大西洋の例では、漁獲枠を削減してきっちりと守るようにした。特に先ほども事務局から御紹介ありましたけれども、漁獲証明制度をきっちりとやるようになったと、それまではなかなか実際の漁獲量の全部が必ずしも把握されていたわけではない、そういったところにきちんと漁獲証明制度を導入して、それらの成果も相まって、ちょうど上昇局面に資源に大きなダメージを与えることなく管理がうまくなされていった。そういうことがV字回復につながっていったんじゃないかなというふうに個人的には考えております。

そういうことで、太平洋のクロマグロにつきましても、昔は、ごく沿岸でも非動力船でもとれるような、そういう資源だったというような増田様からの御紹介もありましたけれども、もともとはそういう資源だったんだというようなことを念頭に、今後いいほうに向けていただけたらなというふうに思います。

あと、やはり東村委員からも御指摘ありましたけれども、定置網の管理をどういうふう

にするのかとか、国内調整問題、いろいろあるんだろうというふうに思います。ブロック内で管理するとか、それから場合によってはブロック間で何らかの仕組みを考えるととか、何かその辺は関係者の方々とよく調整していただいて、実際には全体の漁獲枠がまだ残っているにもかかわらず地域的には漁業をストップしないといけないとか、変な方向になってしまわないように、よく仕組みを考えていただければなというふうに思います。

例えば、管理期間を一本化するというような話もありましたけれども、そういう期間をどこで切るのかというようなことでも、定置網を場合によって停止というような措置がとられた場合に、ほかの対象魚種に対してどれくらいの影響が出るのかというようなことが結構違ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も関係者の方々とよく御議論されて調整されていくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、いろいろと長々と申し上げましたけれども、私の個人的な意見ということでよろしく願いいたします。

そのほかに、このクロマグロに関しまして、御発言、御意見等ございますでしょうか。

ほかに御発言等ありませんでしたら、事務局から太平洋クロマグロについて、次回の進め方を御説明願います。

○管理課長 先ほどの資料でも御説明いたしましたけれども、次回の資源管理分科会、4月に予定しておりますが、資源管理分科会で引き続き太平洋クロマグロについて御議論いただきたいと思っております。具体的には、太平洋クロマグロの資源管理全般についての意見を募集し、この分科会におきまして御発言をいただくということを考えております。1人あたりはおよそ3分程度、非常に短い時間になろうかと思っておりますけれども、なるべく多くの方に御発言をいただいて御議論いただこうというように思っております。意見募集の案内・周知につきましては、本日の分科会のほか、3月に開催される広域漁業調整委員会においても御案内をしたいと思っております。意見の募集は、お住まいの都道府県水産主務課を通じてお申し込みいただくということを考えております。各都道府県には、当方より事前に依頼しておりますので、まずはお住まいの都道府県庁に御相談いただくという形にしたいというように思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

意見募集を行うというふうなことです。委員の皆様におかれましては、周りの方々にも、そういったことをご周知いただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

ほかにも、この件に関して御質問等ありませんでしたら、その他に移りたいと思いませんけれども、よろしいでしょうか。

では、その他に移りたいと思いません。

何かその他のことについて委員の方々。

東岡委員。

○東岡委員 全漁調連の東岡です。

カツオ漁のことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、ここ数年来、日本の沿岸にカツオが来遊してくる量がだんだんと少なくなりまして、日本の伝統的漁法であるカツオのひき縄漁が壊滅的な痛手をこうむっておりますので、カツオの研究をしている先生方がいらっしゃりましたら、この現状を踏まえてどのような原因で日本の沿岸にカツオが来なくなってしまったのかというのを研究していただきたいと思います。

それと、太平洋沿岸には、カツオに関する漁業者が多数おりまして、それぞれ大きな事業でございますので、水産庁のほうもひとつ情報収集を行い、各県の代表的なところに行って情報が集まれば、そういうところでいろいろ発表してほしいと思っております。ひとつよろしくお願ひします。

○山川分科会長 何か水産庁の補足の発言ございますか。

○資源管理部参事官 カツオにつきましては、今科学的にははっきりした関係というのは証明されていないんですけども、ただ、水産庁としては、熱帯水域での漁獲の増大、要するにとり過ぎが日本近海の来遊減少に結びついているんだらうという前提で、それが実証される方向に物事を交渉に臨んでおります。

具体的には、科学の分野では、日本に上ってくるカツオというのが熱帯紀元であるということはどう証明するかということが大事な仕事になりますし、行政的には、仮に熱帯水域ではとり過ぎが原因で上がってこないのであれば、当然熱帯水域での漁獲を減らすべく動かないといけないと。じゃ具体的に言うと、熱帯のほうでは、外国のまき網漁船の隻数が増大しておりますので、それをどうやって削減するかという、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。ただ、今すぐ成果がお示しできないのは、熱帯の水域は二十何カ国が入り乱れて漁獲をしておりまして、ある意味みんなその状況で満足しておると、北の水域で漁獲しているのは日本だけなんで、現実として、日本の意見が非常に通りづらいという部分はありますけれども、そこはさまざまな交渉上のあらゆる努力を研究して、北の水域へのカツオの回遊が戻るように、行政の面でも科学の面でも努力していきたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○漁場資源課長 追加で調査の件なんですけれども、一昨年ぐらいから今おっしゃられたようなことが非常に顕著になってきましたので、今年度から、カツオの回遊について新たに調査を初めておりまして、これは今神谷参事官が言ったように、南の漁獲が資源に影響を与えるのか、それともそもそも回遊経路が、例えばエルニーニョとか、海流変動によって、回遊時期や回遊経路が変わってしまったのかというのを解明するために、南のほうに船を出して、カツオの回遊経路や環境との関係やなんかも調査するのを今年度から初めておりますので、その結果を見ながら、また考えていきたいと思っております。

○東岡委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにその他ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回の会合の日程について事務局から御案内願います。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、先ほど申しましたように、4月中下旬をめどに開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要がございました場合には、それ以前に開催するということになると思いますが、できるだけその場合には早期に連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 そういうことでよろしくお願いいたします。

以上で、予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。本日は、大変議題が多くございまして、非常に長時間にわたり御議論いただきまして、大変どうもお疲れさまでございました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。